

文部委員會會議錄第二十一号

昭和二十九年三月十九日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君
理事相川 勝六君 理事竹尾
理事長谷川 峻君 理事野原
理事松平 忠久君 理事
伊藤 郷一君 岸田 正記君
熊谷 憲一君 坂田 道太君
世耕 弘一君 原田 憲君
山中 貞則君 亘 四郎君
田中 久雄君 高津 正道君
辻原 弘市君 山崎 始男君
小林 進君 鈴木 義男君
前田榮之助君 小林 信一君
松田竹千代君
出席國務大臣
文部大臣 大達 茂雄君
出席政府委員
文部事務官 内藤三郎君
(大臣官房
會計課長)
文部事務官 緒方 信一君
(初等中等
教育局長)
文部事務官 稲田 清助君
文部事務官(社
会教育部長)
文部事務官 寺中 作雄君
(調査局長)
文部事務官 小林 行雄君
(管理局長)
文部事務官 近藤 直人君
委員外の出席者
文部事務官(初
等中等教育局地
方課長) 斎藤 正君
専門員 石井 勲君
専門員 横田重光閣下

三月十九日

委員始開伊平君、小林進君及び山村新治郎君辭任につき、その補欠として世耕弘一君、鈴木義男君及び松田竹千代君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鈴木義男君辭任につき、その補欠として小林進君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出第四〇号)
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

〇辻委員長 會議を開きます。

教育委員會法の一部を改正する法律案、教育委員會法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、学校教育法等の一部を改正する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午後一時九分開議

〇辻委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、前会に引き続き質疑を続行いたします。鈴木義男君。

〇鈴木(義)委員 私は主として憲法とこの法案との関係についてお尋ねをいたしたいのであります。法律的には人事院規則との関係その他いろいろ問題がありますが、主として憲法との関係についてお尋ねをいたしたいのであります。

その前に文教の最高指揮監督者としての文部大臣の憲法の解釈と、實際政治との関連についてその信念を確かめておきたいのであります。これは何と申しましたもいゆる教職員が平和運動等に専念して偏向の疑いありということから起つておるものでありまして、それが全部であると申しませんが、主たる問題となつておるから、憲法をどういふふうに見ておるかというところはきわめて大切な問題であります。そこで教員組合あるいは教員のうちには共産主義の不戦論、あるいは平和勢力論、ほんとうに憲法擁護のための不戦あるいは平和主義を信条とするものがあるものでありまして、その区別をつけることは大切であります。同時に二つのものは共通の地盤の上に立つておるのでありますから、その点についてひとつ文部大臣の所見を伺つておきたいのであります。文部大臣は現在のが憲法が再軍備を許す

ものであるとお考えになつておるかどうかが、端的にひとつ承りたいのであります。

〇大達國務大臣 現在の憲法は再軍備をしないといふことになつておる、これは申し上げるまでもないのであります。

〇鈴木(義)委員 現憲法は再軍備を許しておらない。しかし保安隊または近く政府が提案しておる自衛隊といふものが何のために存在し、どういふ目的が必要であると文部大臣はお考えでございましょうか。

〇大達國務大臣 憲法は再軍備といひますか、軍備を持たないといふことはつきりきめてある。しかし国の自衛のための必要限度の組織といひますか力を持つ、これは自衛の必要上持つのでありまして、それが再軍備に至らぬ限りは憲法には関係のないことである、かように思つております。

〇鈴木(義)委員 自衛のために必要なる手段といふふうにお答えになるわけでありまして、文部大臣は現在の保安隊がどういふことをしておるかおそれ御存じであると思つておるものであります。昨年の富士の裾野における演習一つ見ただけでもわかると思つておりますが、タンクを出動させ、あらゆる近代の兵器を使い、飛行機も援助いたしまして、いわゆる攻防戦を展開しておるのであります。あれでもなお軍隊であるといふふうにお考えにならないのでございましょうか。

〇大達國務大臣 私は現在の保安隊が

どういふことをしておるか、これは詳細には承知をいたしません。現在の保安隊が富士の裾野で演習が何かしたようでありまして、これも私は知りません。私は軍事的には何にも専門の知識を持つておりません。従つて近代軍備の点から見てこれが軍備になるのか、ならぬのか、さうな点は私はよく存じません。

〇鈴木(義)委員 いやしくも國務大臣として現在日本の一番大切な機構である保安隊が何をやっておるか知らない、あるいは軍隊であるか否かも判断がつかないといふことが無責任きまるお答えであると思ひますが、一応自衛のための手段として、われわれの見るところでは、戦力なき軍隊などというでたらめな言葉を使ひまして軍隊には相違ないのであります。アメリカでは保安隊といふ名の軍隊、こ

ういふふうには常に新聞雑誌は書いておる。實質上の軍隊に近きものであり、軍隊類似のものであるといふことは否定できないこととありますから、これを文部大臣として承認しておられるといふことは重大なことであると思つておる。今の憲法が陸海空軍だけでない、一切の戦力を否定しておるということについては、おそらく文部大臣も御承知であらうと思ひますが、世界の憲法の歴史の変遷から見ても、日本の憲法は決してニクソン大統領が申しましたような一時の間違ひであるといふような性質のものでないものでありまして、歴史的にはすでに久しい前から、御承

おるのであります。それを破つたから、今度は破らないように憲法を規定したのである。しからば自衛権は否認しない、自衛権というものはいろいろの形においてあり得るし、また行使し得るものでありますから、われ／＼といえども否定はいたしません、しかしそのためには、できるだけ平和的な手段に訴えるということで国際連合憲章というものができ、われ／＼はこれに加入することを近い将来に期待しておるのであります。この憲章はどう書いておるかといえば、この目的のために平和に対する脅威の防止と除去、侵略行為その他の平和の破壊の制止にとつて効果的な集団的措置をとる、また平和の破壊に導くおそれのある国際紛争や事態を平和的な手段で正義の原則に従つて処理または解決する、そして連合の原則として紛争の平和的解決と他国の領土保全や政治的独立に対する武力による威嚇または武力の行使の禁止を掲げておるのである。すべて日本憲法と同じ言葉を用いて書いておることを御注意願いたい。そうしてさらに進んでこの原則を実質的に裏づけて集団的安全保障を確保するために、第六章において紛争の平和的解決、第七章において平和の脅威その破壊、侵略行為というもののに対する制裁を規定いたしておるわけでありまして、これらによつて平和のうちに処理することができることになつておるわけでありまして、ことに原子力の発達に伴ひまして、今後は国際平和機構集団安全保障を強化することが絶対的に必要になつておるのである。そして国際連合は決して一部の人が言うがごとく、崩壊するような危険があるものじやなく

て、ますます強化されることが予想されておるのであり、わが国も当然これに加入することが運命づけられておるわけでありまして、そういう見地から、この自衛権の行使確保を各国の武力以外の手段に訴える、すなわち警察力的な国際的活動に訴える、これは別問題であります、そういうことを各国に要請していることを忘れてはならない。各国がそれ／＼武力を持つことは、現段階におきましては必要の悪である、ネセサリー・イーグルであります。持たないで済むのなら、これに越したことはないものであります、まず武装しておいて、武力による解決は一切しないという約束をすることは、自己矛盾であるかと思ふのであります、われ／＼がこの再武装を考へるのは、国際連合から、やれないからお前の方でやれということを要請されてからでせうか、いと思ふのであります。私はこういふことが国会の記録に残ることを希望するがゆゑに、特にこの点を力説するのであります。連合憲章は加入国は一定の軍備を持たなければならぬことを規定してないのであります。ゆゑに日本は軍備なくしてこれに加入する唯一の例外の国として、行く／＼たくさんそういう国のできることを希望いたしますが、これを期待して少しもさしつかえないのであります。われ／＼はできる限り歴史的正当な進行に沿つて行きたいという考えを持つて熱心にこの憲法をつくり、これを守ることに努力しておるのであります。そして日本の教育といふものが、この平和教育といふことに、民主主義的教育とともに全力を傾注すべきことが教育基本法において命ぜられておるのであります。

そういう点に対して、文部大臣はおそらく抽象的には賛成である、少しもさしつかえないと言われるのであります、が、今問題になつておるこの教育法を見ると、かりにそういう動機から教育者に働きかける者があつても、刑罰をもつてこれを禁止する、弾圧するといふことが予想されておるわけでありまして、そういうことははたして正しい態度であるとお考えになつておるかどうか、承りたいのであります。

○大連閣務大臣 この法律とおつしやるのは、二つの教育法のどちらの分ですか。法律の内容が違ふのですから、二つの法律のうちどの部分に抵触するといふことをお聞きになるのか、これを伺いたい。

○鈴木(義)委員 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案です。

○大連閣務大臣 それならばお答え申し上げます。それは法律をざらんになればわかりますように、平和の精神を鼓舞する意味において教育が行われ、これがこの教育を教唆煽動するといふことに抵触するはずはありませぬ。特定の政党または政治的団体の政治的勢力の伸長または減退を目的として一定の教唆煽動が行われる場合に、その法律に該当するのであります。従つて単に平和の精神を鼓舞し、平和の精神を子供に教えることを勧めたからといつて、その法律に抵触するはずはありませぬ。

○鈴木(義)委員 私はまだ本論に入つていないつもりでありまして、前提についてお尋ねしているわけなのであります。今保安隊のようなものを持ち、さらに今度は自衛隊とし、名前は違ひますが、中将、少将、大佐、中佐、少佐といふような非常な段階をつけた職員を持ち、ほとんど戦前における軍隊と違ひない構成を持つて、今や日本には再び軍隊が現われようとしておるのであります、今まで申し上げたような精神にもし文部大臣が賛成であるといふならば、こゝの問題は憲法を改正してからかかるべき仕事であるといふことで、閣議において少くも文部大臣くらいはこれに反対の意見を表明されて、もしいれられなければあえて辞するといふくらい信念があらうになつてもさしつかえないのではないかと、私はかね／＼骨のかたい文部大臣に期待しておりましたがゆゑに、そういうことを大前提として承つておきたいのであります。

○大連閣務大臣 憲法第九条の第二項に「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」こゝいうことを明らかに規定してあるのでありますから、この憲法の規定の存置する限り、この憲法にいうところの戦力を保持しない、これは争ひの余地のないことである、觀念的にはその通り明瞭であります。しかば何をもちて戦力といふか、どの程度の戦力を持ち、組織であればそれが戦力といふものであるか、これは具体的戦力、具体的組織についてそれが戦力であるかどうか認定せられて初めてきまるものであらうと思ふ。この認定についてはあるいはそれぞれ意見が違ふかもしれぬ。現にわが国が持つておる保安隊、さうな一定の戦力を持つた組織といふものはたして戦力に該当するかどうか、あるいはまた今計画せられておるような組

織、装備といふものが戦力に該当するかといふことは、これは政府にそれだけの責任があるものでありますから、その方にお聞きただしを願いたい。現行憲法下においていふゆる戦力を持つといふことは許さざることで、改正しなければ戦力を保持することはできない。私は軍事的な知識はありません、それが戦力に該当するかどうかといふことをお答えする立場ではありません。

○鈴木(義)委員 戦力であるか否か、なんといふ問題に深入りして行けば、木村保安庁長官と何時間もやつたわけでありまして。最後の結論は原子力を用いなければ戦力でないやうなことにちつてしまふのであります、そんなことを文部大臣と争おふとは思つていないのです。私は文部大臣の道義的の信念を承りたいのである、専門的知識を持たなければ戦力であるかないかわからないと言つて、「陸海空軍」と書いてある。陸海空軍が日本にだん／＼できつておることは、三歳の童子にもわかつておる。「その他の戦力」といふのは、それに至らざる程度のものであつて、なお武力的な威嚇の手段となるものを意味するのでありますから、もつと程度の低いものであることを特にさしておることは明らかである。そういう建前から常識的に考へて日本が再軍備に向いつつある。憲法を改正せずしてかくのごときことをやることは正しいことではないと考へる人が閣僚の中に一人くらいはありはせぬか、あるとすれば、文部大臣などが第一人者でなければならぬ、こゝを考へたがゆゑに、その点をお尋ねをいたしたのであります。しかし願ひて他を言うやうなお答えでありま

すから、それ以上は追究いたしません。
そこで私は決していやがらせを言うつもりではありませんから御了承を願いたい、人食い人種的首飾り論というものは、戦争裁判が国際法上の合法か非合法かという議論として、戦争に關係のなかつた第三者が言うならば、一つのこれは比喩になると思います。しかし戦争裁判の被告の責任は、国際法違反たること明らかな捕虜虐待、そういうようなものによる戦犯は別として、勝つた負けたということに關係なく、国際条約を破つて戦争を始めた戦争を犯罪と認定しているのではありません。不戦条約においても国際連合憲章においても、そういうものを犯した責任を問うてゐるのであります。戦争をし、かけ、起し、かつこれを遂行することとに助成し、教唆し、扇動し、これは文部大臣大いに戦時中やつたと私は認定するのであります。認定が間違つておつたら反駁を願ひたいが、目的達成のために協力した者である。これは治安維持法の言葉を私は使つてゐるのであります。それで昭南市長となりましては東京都長官として鼓舞激励したのであります。そういう言葉は至るところに今も残つてゐるのであります。そういう責任を問われたものとお考えにならないのか。やはり首飾り論を主張されるのであるかどうか承りたい。
○大達國務大臣 これは過日の法務委員会において戦争裁判をどう思うかということについての私の個人的な意見を聞かれたのであります。それに対して私は率直に返事をしたというだけであり、決して政府としてさうな見解を持つてゐるとか、文部省としてこの見解で進めて行くのだ、そういう

意味は一つもない。私は個人的にどう思うかと言ふから、私はこう思う、こう言つたのであります。従つてこれがどういう意味で論議されるのであります。私の考えがいけないものだから教えてやるという意味であるか、あるいは無理やりにも私の考えを改めさせようという意味でありますか。私はこの個人として考へてゐることについて、この国会の議場においてこれ以上いふようなことを言われて追究されるりくつはない。これはいふゆる思想の圧迫といひます。これは人権の侵害であります。○鈴木(義)委員 いやしくも國務大臣としてお答えになつたことは、これはやはり公人としての発言でありますから、それを確かめ、私から言へば間違つてゐるから直して上げろという意味も含んでおられます。この質問の中には、しかし教へることは質問でありませんからお聞きするのであります。ほかの大臣ならともかく、新憲法下の文部大臣にこういう考へを持つておられ、戦犯の責任というやうなこともほんとうにわからぬやうなやうなことは情ないことではありますから、私は特に確めておく次第であります。そこで憲法の規定に移りますが、憲法は御承知のやうに第十四条において、日本国民はいかなる信條を持つておられしめても国民として差別されないといふことを保障してゐるわけですね。この十四条は国民平等の大原則でありまして、同時にあらゆる國民に自由を約束してゐる大原則であります。そのほか個別の自由を約束してゐるやうな信條が、信條といふ中には政治上の信念も含まれてゐるわけであり、すなわち共産黨を支持しようが、共産黨員

にならうが、社会黨員にならうが、自由黨員にならうが、毫も差別されないものであります。その点は文部大臣は賛成されますかどうか承つておきたい。
○大達國務大臣 それはここに書いてある通り、その通りであります。どういふ信條を持つておられるやうな、たとえは戦争裁判についてどういふ考へを持つておられるやうな平等に差別されない、干渉を受ける理由はない。こういう意味であります。
○鈴木(義)委員 そうならば、今この教育法を見ますと、一定の政黨を支持するやうな教唆扇動をした者は刑罰に処するやうなものであります。こういう刑罰をもつて憲法上持つてゐる自由を侵害することになるとお考へにならなかつたか。
○大達國務大臣 憲法第十四条は國民つまり人に対する規定であります。今回提案いたしましたのは、これは一定の行為を對象としてこれを取締るといふ規定であります。何人もと書いてある。何人もこの点においては差別はされないものであります。行為を對象として、反社会性のある行為を對象としてこれを取締るのであると、その場合何人に対しても同様に取締られるのであります。憲法十四條とは何らの關係もありません。
○鈴木(義)委員 人を對象にするのと仰せられますが、行為は常に人によつてなされるのであつて、動物のやつた行為によつて処分するやうな問題は起らないのでありますから、そんなことは諒弁であり三言二言の言葉にすぎないものであります。思想の自由といふことが憲法に保障されてゐる。この思想の自由といふこともいろいろ考へようが

ありましようが、これまたあらゆる政黨を支持することも、所屬すること、主義を宣傳することも含まれてゐると考へるのであります。そう文部大臣はやはり解釈しておられますか。
○大達國務大臣 その通り。
○鈴木(義)委員 そうだといひますと、一休文部大臣は教育の中立性を維持するためといふことを仰せられてゐるのであります。中立性を維持するといふやうなことが可能であるかどうか、私は根本的に疑問を持つてゐる。教育法を見ますと、一定の政黨を支持するやうな教唆扇動をした者は刑罰に処するやうなものであります。人間としては平和主義と戦争主義、無防備主義あるいは防衛主義、それらの信念を持つてゐるはずであります。そういうことに対して何にも考へない、まったく無色で何も考へたことのない者でなければ中立の教育は行われ得ない。こう言わなければならぬのであるが、人間でない魂なき人形を教壇に立てなければ行われ得ないことであるやうな考へが、いかがお考へになりますか。
○大達國務大臣 教員がいかなうな思想を持つておられるともそれは自由であります。その思想を持つてゐるがゆゑに何ら圧迫を加えられるべき筋合いのものではない。しかしながらその思想を子供に教へる、これは相手のあることとあります。これは単純な思想の自由とか何とかいふ問題じゃない。相手に教へるやうなところに問題があるものであります。自分の片寄つた考へ方に偏して、これを子供に教へるやうなところに問題があるのであつて、思想の自由とはこれは別問題であります。先生自身の思想がいかにやうであるやう

も、それは何にもこの法律の関知するところではありません。もしあなたの言われるやうに共産黨の思想を持つてゐる人は共産黨的な教育以外ではできないはずだ、こういうことをおしやるならば、これは教育基本法第八條の二項といふものは不可能である。私はそれは思ひません。あなたは八條の二項といふものはあつてもしよらない、もしくは無意味な規定とお考へになりますか。
○鈴木(義)委員 私にお尋ねのやうであります。私は聞く方の立場であつて答へる方ではありませんから、それは他の機会に譲りますが、本法案によりますと、だれだつて、共産主義であるやうが、社会主義であるやうがあるいは自由主義であるやうが、主義を持つておつても、学校の先生としてはおのづから、いろいろな立場から教へるが、しかも最後に自分の持つてゐる信念にどうしても強く力が入ることは否定できない。それは私自身経験を持つてゐる。そういう者をやめさせようといふことなら、いやしくも政党的な色彩を持つた者は全部教職から追放しなければならぬ。しかしこれはできるだけ公平に、他の立場も教へつややはり主眼を自分の支持するところに持つて行くといふことは、これは私人情であります。それをやつてはいけないといふことは、これはおそらく私は不可能に近いものをしるやうなことになると思ふのであります。できるだけそれを抑制してやつて行くことが教育者として望ましいことはもちろんであります。が、どうしても自分の信念といふものは折に触れて出て来るのであります。ゆゑにいふゆる一党一派で支持する教

員はすべて教育界から追放しようとするのがこの法律案である、こう考えざるを得ないのでありまして、そういうふうな結果としてなることをおそれるがゆえにお尋ねをいたしておるのであります。

そこで、本法案によりますと、教唆と扇動とを処罰して、これを隔離することを趣旨としておるようでありまして、一体教唆も扇動も必要の共犯なのであります。それに乗つて実行する者がなければ犯罪の成立はないと思ふのでありまして、いわば未遂罪である。やつたけれども、結果は現われなないのであるからして未遂罪である。これを処罰するつもりかどうか、お尋ねしたい。

○大連閣議大臣 この場合の教唆扇動は共犯としての教唆扇動ではありません。ごらんになるといふ。教唆扇動の行為、その行為自体を対象としてこれを独立罪として規定しておるのであります。これは正犯と従犯の関係ではないのであります。従つて正犯は必要の共犯であると言われますが、この場合には共犯関係は起らないのであります。

○鈴木(義)委員 どういう法律根拠に基いてそういう——教唆、扇動という扇動される者、教唆されて実行する者を予想しておりながら、そのものを問わずに、ただ教唆扇動だけを独立犯として処罰する法律根拠を教えていただきたい。

○大連閣議大臣 教唆扇動という行為自体に反社会性を認めるのであります。国が一定の行為に反社会性を認め、それを犯罪として取締る罰則をつくるということは何もさしつかえのないことであります。立法例におきまし

ても幾らでもさような例がある。国の立法行動までも支配するような客観的な法律というものがあつて、そうして教唆扇動は独立罪として扱つてはならない、こういう何か自然法的な考え方があるとおつしやるのですか。当然に国家としてその特定の行為を特に取締らなければならぬ反社会性をそこに認めるならば、それを独立罪として規定することは何らさしつかえはないはずであります。

○鈴木(義)委員 なるん学説としてはいろいろのものがあつて、さしつかえないという議論も成り立つてありまして、ただ、教唆扇動という相手方を予想しておりながら、特に教唆扇動だけを切り離して処罰することについて、文部大臣の御信念を確かめたかつたわけでありまして、あえて処罰するといふならば、これは本来の刑事法上の大原則を破るものでありまして、奇妙な法律であると申し上げざるを得ないのであります。

そこでこの思想を述べること、説述すること、主義の説得、共産党の勢力拡張のためにする宣伝、いわゆる扇動と教唆というふうなものがこれに入らうまいでしょうか、こういうのは一体どういうふうにして区別されるのであるか、どういふ標準に基いて区別されるのであるか、承りたい。思想を説明すること、説くことと、扇動することとの相違であります。

○大連閣議大臣 自分の思想を他の人に説明をし演説をする、これはなるんそのうちには入らないのであります。学校の教育の場においてかくのごときことを教えよう、そういうまい言ひ方でなくとも、教職員はかくのごとき

趣旨の教育をするのがあたりまえである、そういう教育をしなればならぬ、こう言へばこれは明らかに教唆扇動であります。ただ、自分はこういうふうにと考えると、自分の思想を教職員に演説をしてみたところで、これは何もこの法律には関係ないのであります。

○鈴木(義)委員 たとえば矢内原東大総長であるとかあるいは前南原東大総長であるとかいふ人は、常に教員組合の大会等に臨んで絶対平和主義、絶対不戦主義……(あ)これは御用学者だ(と)呼ぶ者あり(御用学者といふのは、今の場合には自由党のようちんを持つ学者と言ふのであります。それはまるで違つた逆のやじであることを御注意申し上げておきます。

絶対不戦主義の講演をやつておる。これは実は共産党の不戦主義と違ふないのであります。共通の基盤の上に立つておると申してさしつかえないが、こういう場合に一つの教唆であり扇動であると言ふことは言われませんか。言わないならば、どういふ相違がそこにあるのか。

○大連閣議大臣 先ほどお答えした点でおわかりになるかと思ひます。ただ矢内原君にしても、南原君にしても、そういう教職員の会合に行つて、そういう自分の考えを述べられることは、これは何もさしつかえないのであります。あるいはまた教員の団体の席に出てどつかの党派の人がその党の宣伝演説をした、いわゆる政談演説をして、これでもさしつかえないのであります。ただ問題は、こういうふうな教育をしなればならぬといふことを示唆する場合に、それが教唆扇動にな

る、これの取締りの対象になる行為は、要するに教唆扇動ということでありまして、思想を取締るのではないのであります。だから、教唆扇動という行為が取締られるのでありますから、その行為でない行為は取締られるはずはないのであります。

○鈴木(義)委員 矢内原氏の講演も南原氏の講演も私は読んだことがありますが、こういう教育をせよということ強く教へておるのであります。ゆえに文部大臣の今の言葉をもつてすれば、将来この法律が発動された場合に、そういう演説をするれば、それは教唆であり、扇動であるということやられないといふことを保障することができないといふことを私は考えるのであります。今こういうことを言へばそんなばかなことはいふにやう。治安維持法をつくるときにはみなそうであつた。立案者の意思といふものは、この種の思想統制、思想断絶の法律において、実際に法律となつて動いた後は少しも役に立つものではないのであります。治安維持法は最初結社を組織することに重要な役割を動いた者だけを処罰した。やがては目的助成行為といふものを加えて来て、目的助成のためにやつた者はみな縛るということになつて、全国で縛られる者幾万幾千ということになつたのであります。最初は共産主義者だけをやられたのであるが、後には共産主義者以外にもいろいろと、一抹の影響を与えらる者であれば自由主義者でもみなやられたのであります。一般刑法では、御承知のように吉野作造博士のごとき帷帽上奏論、眞に国家を憂へる大議論であつた、軍部が全然総理大臣の監督のもとに服さず

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

に、直接天皇に奏上して軍政をしくこととができるというところは危険千万なことであるといふので、この議論をいたしたところが、それを持つて行つて不敬罪であるといふことでやられた。あるいは尾崎行雄先生、これも御承知のように、今日読んでみれば当り前のことである。市井のだけれども言つておることを言つただけで不敬罪でやられた。この治安維持法で申しました。河合栄治郎教授のごときならば、決して共産主義者でなかつたけれども、彼の思想が目的助成に役立つたことは御承知の通りである。あるいは大内兵衛君、有沢広巳君、美濃部亮吉君、平野義太郎君などといふのは、みな一種の自由主義者であり、マルクスの影響を若干受けておるではありましたが、共産主義者でなかつたこと、は、当時何人も認めておつたのであります。検事も判事も認めておりながら、これを起訴し、処罰をしたのであります。しかも五、六年前に書いた雑誌の論文が、どうもこのごろになつておかしくなつた、怪しくなつたといふのでやられた。はなはだしきは腸村義太郎君にしても、何人も自由主義者であるといふことを認め、間違つてもマルキストでもなければ、共産主義の同情者でもないけれども、これまた目的助成行為に参画したといふことでやられた。また党と何ら組織的関連がない、思想だけが似ておるものがありまして、けれども、平野義太郎君のごときやられたのであります。私は親しく弁護をして、彼の思想そのものを処罰するのといつて、裁判官に詰め寄つたのであります。思想を処罰するもので

はなくて、目的助成でやる以上は、共産党の組織に何らかの関連を持ち、これを拡大強化するためにその目的意識をもつてやらなければ治安維持法で処罰する可能性はないのであります。しかしこれがみないわゆる目的助成行為というものであられたのであります。そういう例を引いたら数限りなくあるのであります。今のアメリカのマッカーシズムの狂態と少しも違わないものを、日本の戦争中において現出したのであります。裁判官などもわれわれの意見を聞いて、法律的にはまづたよくおしやる通りであるが、何しろ御時勢だからしかたがないというようにことでやられたのであります。法律を施行される当時は、こゝであなたの言われるような願望を払つて、比較的慎重に取扱うものであります。これが一年たち、二年たつて、だん／＼時がたつて行きますと、いつの間にか立案者の意思を離れて、だん／＼拡張解釈、拡張適用がなされる。治安維持法なども、私はしばしば立案当時の議会の速記録を読んでみたのであります。私が今日こういうことを申し上げるのは、せめて速記録にとどめて、後の者の参考に資したいと思うからであります。治安維持法を議會でつくるときには、間違つてもそんな乱暴なことはいたしません。もう厳格に国體を改革し、私有財産制度を廢止するために結社を組織するやうな大それたものだけを処罰するのであります。目的助成などといつても、これと密接な關係を持つて援助したのでなければなりませんといふことを、口がすくなるほど當時の政府当局員は説明をしております。しかし実際に使われたあとを見ると、

戦慄を禁じがたいものがあるのでございます。ゆえに、おそらくは本法が施行されたならば、共産黨員はやられるのはいやでありますから、初めから公然とは行動しなくなり、隠密の間に教唆し、扇動するということになりましょう。従つてつかまえることは不可能に近いでしょう。当然、教員組合に働きかけるのは民主社会主義者、自由主義者だけである。革命を実現する手段においては異なるかもしれませんが、目的においてはおおむね共産党の実現しようとするところ、社会主義、民主主義が実現しようとするところは共通し、一致するのであります。ゆえにそういう施策を精密に知る者でなければ、こゝに末端の警察官などはみそめくそもごつちやであるし、必ずやられるのであります。あとで無罪になつたといつても間に合わないものであります。そういう危険がないといふことをどういふ見地から文部大臣は保障されますか、承つておきたい。

○大連國務大臣 この法律は、ちつとも政治的な考え方での法律ではあります。教育の中立を守るための法律であります。ただいさるる治安維持法が濫用せられたといふことを申し上げるに限りませんが、これは治安維持法には限らないで、いかなる法律といへども濫用されていゝものではないとあります。もちろんこの法律を出して、濫用するつもりであるはずはありません。また御指摘のやうなことが、この法律の施行の結果当然考えられるといふことは、私の頭ではその論理が了解できにくいのであります。きわめて嚴重に目的と方法と、そして呼びかけられる対象と、そして行為の内容、教唆、扇動の内容は嚴重に規定しておるのであります。できるだけ濫用のやうなことの起らないやうに、また拡張解釈の行われる余地のないやうに、その点は細心の配慮をしたつもりでございます。ただ罰則を伴う法律が出た場合に、当然濫用されるものとしてかやうな法律を出すことがいけないという議論であれば、すべての罰則法規といふものはいけないことになりまして。

○鈴木(義)委員 そんな乱暴なことを私は申すのではないのであります。思想を処罰するやうなことになるが、ときおそれがあるがゆえに、思想を對象としてつくる法律については、処罰はよほど注意しなければならぬ。かるがゆえに現に改進黨でも監獄に入れるのはどうか、教職から追放するだけでよろしいやないかといふ御議論があらつて、近く修正案が出るというのではありませんか。とにかくさういふことを考へ方の違ひがあり得るのであります。ゆえに刑罰をもつて思想を統一するがごとく危険を犯すことがないかといふことについて、私はききません。教員組合や教員の啓蒙に乗り出さなくなるでありません。好ましからざる講演者のリストができることは目に見えておるのであります。次のやうな者は、教員組合の講演に頼んではいけない、戦時中にはさういふことが完全に行われおつたのであります。好ましかる講演者のリストといふものができまして、まず大連文部大臣などといふのは、大臣をやめると、一番先に好ましかる講演者として全国の教員組合から招聘されることを期待いたしますが、思想統制が行われる、わが國民が治安維持法や出版法、新聞紙法等のために共産主義、社会主義思想に目隠しをされて、そのために世界の大勢にも、近代思想にも触れなかつたために、世界の進歩に遅れた、國際的孤立化を招いた罪といふものは、はかりしれないものがあるものであります。それで戦後急に目がさめたら今度は非常に先走りをして、確かに教員組合の中にも、新しいものに飛びついて、おもしろいといふので行き過ぎてゐる者があつたことは私も認めます。認めますが、これは久しい間目隠しされておつた結果であります。ゆえに思想はなるだけこれを自由ににして、思想の間に切隙を磨きつけて、だん／＼淘汰させて行くこと、フランスのごとく、イギリスのごとくありたいと思ふ、われ／＼はフランスに滞在して、実にあらゆる思想が自由に展開されておる、ロンドンのハイパークあたりでは共産主義の宣伝もやつておれば、無政府主義の宣伝もやつておる、フイフイ教の説教もしておる。何の主義でも、あそこに行けばあらゆる思想が聞かれる。それでいいのである、さうしておのづからそこに淘汰されて行くところの思想の是正というものがあつたのであります。ほんとうは教育という生々のはつたらるべき世界を、著しく消極的にして、陰惨なものにしておいて、無氣力、時代遅れのものにしておかれ、文部大臣はさういふ心配がないとお考えでありますか。

○大連國務大臣 先ほど申し上げましたやうに、この法律が思想を對象としておるものでないことはきわめて明瞭であります。あなたは依然として、これは思想を對象としておるものであるかのごとくおつてやりますが、それはお考え違ひでありますから、よく法律案をあらんになつていただきたいと思ふのであります。

それから教員組合に対する行為といふやうにお考えのやうであります。が、これもさうではございません。学校の教職員に対して、こゝろいふやうな教育をせよといふことを教唆扇動する行為であります。その場合に教職員団体の組織または活動を通じて、これを利用してやる、こゝろいふことであります。教職員団体に対する呼びかけ、これをとめておるものではございません。いわんや日比谷の公園であるいは芝の公園で、共産党が演説しようがだれがどういふ思想を宣伝しようが、何らこの法律の関知するところではありません。

○鈴木(義)委員 そういふ形式論的な御答弁であつてはわれ／＼は満足できないのであります。思想を処罰する、言葉を檢束するために簡単に言つてしまふのであります。結果はそこへ行くからわれ／＼は心配しておるのであります。少くも思想は思想として闘わしめる。さうして自然に勝敗を決せしめるといふことが、思想政策の根本でなくてはならぬ、現にコペルニクス、ガリレオの例を引くまでもなく、あらゆる正統の思想は幾ら弾圧しても結局は勝利を占めておるのであります。カントが神の哲學的批判をやつたために、カールが神の哲學的批判をやつたことは御承知の通りであります。その後はみな神といふものは哲學的批判によつて神學上立証されておるのであります。あるいはペルリン大学で社

会民主党に属した教授がありましたときに、これを追放しようかどうかということが問題になった。今から見ればまるで神話みたいな話であります。そういうばかげたことが行われる。日本の京大事件を見たつてそうでありませう。滝川君の思想が何で危険だ、何で間違つておる。しかしああいうことでもつて大学に非常な汚点を印せしめた時の文部大臣の責任というものは、永久に糾弾されなければならぬのです。弾圧された思想が常に勝利者となつて歴史の上に残つておるといふことを、よくひとつ御注意を願わなければならぬ。どうも私もから見ると、文部大臣はまことに骨の固い、りつぱな人でありましたけれども、頭にもよんまげをのせて、陣羽織を着て今日の教育界に臨んでおるような印象を禁じ得ないのであります。教員組合あるいは教員諸君の自省にまつが、ほんとうの文教政策ではないかと思つてあります。が、その点いかがでありますか。

○大達國務大臣 繰返して申し上げますように、この法律案は何も思想を対象にしておるものではありません。外国における思想の弾圧についてのたぐさんの例をお引きになりまして、その博学な点に敬意を表しますが、この法律とは関係のないことであります。もしやうな事柄がこの法律の成立する結果として起るとお考えになるならば、これはまつたくの見当違いであります。

スパイ活動というやうなものが跳梁することを私はおそれるのであります。いわゆる特高というものはできないけれども、あるいはこの内閣であるからつくるかもしれない、特高というものが復活して治安維持法のとときに特高というものが活躍した。ちよつとしたつまらぬことがあると、そら、国家がひつくり返るやうなたいへん陰謀があるといつて、莫大な予算をもちつて、全国に特高網を拡大して行つた。用がないから結局仕事をつくるのである。仙台において、大学の学生にひそかなる文書を出して、愛宕山の下に集まれと言つて、来た者は皆警察が一網打尽に留置場におち込んで、お前は赤だろ、お前は赤だろと言つてやつたことは有名な話であります。常に元の特高警察はあるいは壁に耳をおつつけたり、縁の下にくぐつたり、密告を取上げ、職業的スパイを使つた。われ／＼の講義を聞く学生の中に、警察から月給をもらつて大学に通つておつたものがあつたのを発見して驚いたことがあつたのであります。そういうのは退学を命ずるべきかどうかというところでやつたのであります。これも生きるためにやつておるのだから、かわいそうだから退学させないで、卒業させましたけれども、そういうことがあつたのであります。それで元の警察がなげ成績を上げたかというところ、ことごとくスパイ政策、おとり政策であります。共産党の中には監視庁から派遣された共産党員があつて、中央執行委員にまでなつたのであります。それだから手にとるやうに共産党内部のことが監視庁にわかつておる。そうして適当なときに一網打尽にするのである。ゆ

えに日本の警察は世界一能率を上げたのであります。そういうことを今度やることは私は申しませんが、これを類推すると恐ろしいと思つたのである。現に各地における事例として文部省の報告されておるものの中にも、事実無根なるものがあり、内部の勢力争いや嫉妬反目から陥れようとするために投書などがされて、それを文部省が取上げて、そうしてこの委員会に報告しておると認定すべきものがある。時間がなから読み上げることを略しますが、福島県三神村では村民大会を開き、PTAの役員会を開き、総会を開き、どうしたら文部省の非常なでたらめを粉砕し、これの取消しを求めることができたかといふことをやつておる。本日上京して文部省に出て行つたはずであるといふやうな手紙が、先ほど届いたのであります。実際に村をあげて憤慨しておるのであります。そういう密告といふやうなことがあることが恐ろしいのであります。今回の提出資料の中にも少くとも一つはそういうものがあるとつて断言できるのであるから危険であります。一体共産党も公然たる合法政党なんでありませう。ただ破壊活動だけがよろしくない。火炎びんを投げたります、ピストルを撃たれては迷惑でありますから、それはいけないのであるが、その他において何も共産党を敵視すべき理由は私はないと思つた。教育の中立性、こういふことが一体実現可能であるかどうか疑わしいことは、最初に申し上げた通りであります。もしこれが可能であるといふにしても、自由党も改進黨も社会党も共産党も、すべてこれを教育の資料として取入

れて、児童生徒にわが国のこれらのニユアンスある各政党の存在と主義主張を公平に教えるといふことによつて達成されるものであり、達成されなければならぬと考えるのであります。文部大臣はむしろこんな制裁法をつくることを急がれるより、そういう方面の教員の素質を改善し、頭を發展させるために努力されるというお考えはないかといふことをお尋ねをいたしたいのであります。

○大達國務大臣 この法律は、非常にさういふふうにお思い込んでおられるやうであります。別に共産党を対象としておるわけじゃありません。いずれの政党といへども片寄つた教育……（わ）わはいはきまつて」と呼ぶ者あり）さういふことのないようにしたいといふのであります。

それから教員の資質の向上、これは教育上非常に重大なことであります。この点については、あらゆる方法を講じて鋭意その向上をはかりたい、かように考えております。しかしながら、これは一面的なものではない。それをやるかこれをやるかといふものではないので、資質の向上はあくまでも期しなればならぬけれども、中立性が維持されておらない、もしくは危険に瀕しておるというところであれば、この法律のような措置はこれで講ずる、決してどつちかやるといふ一面的なものではありません。

○鈴木（義）委員 いろいろ聞きたいことがありますが、与えられた時間が来たやうでありますから、他日に留保してこれだけにいたしておきます。

○辻委員 野原寛君。

○野原委員 私時間制限もござい

ますので、端的に質問をいたしたいと思つた。重大な法案でもありますから、私の質問に前者とあるいは今日までの質問者と重複することがあるかと思つたけれども、どうか大臣には率直な御答弁をお願いしたいのであります。

まず最初にお尋ねをいたしたいことは、教育公務員特例法の一部を改正する法律案でございますが、提案理由の説明をみますと次のようになつております。「教育は、国民全体に直接責任を負つて行われるべきものであり、一地方限りの利害に關することではないのでありますから、職員の職務たる学校における教育の公正な運営を確保するために必要な職員の政治的行為の制限に關しては、公立学校の教育公務員を国立学校の教育公務員と區別して規制することは適當でないと考えられるのであります。よつて、教育公務員の職務の特殊性を考慮し、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限につきまして、これを国立学校の教育公務員と同様の取扱をしようとするものであります。」長々と読み上げましたが、これが提案理由説明の核心ではないか、このように思つたのでございませう。

そこでお尋ねをいたしたいことは、この提案理由の説明は、結局公立学校の教職員に關しては、政治的中立性については、国立学校の教育公務員と同等にします。これだけに尽きるわけでございますが、その前提として、大臣がかねがねあるいは常日ごろ申されておられます、今日の日本の教師は教育の現場で偏向した教育がなされておるということが前提になつて、この特例法の一部改正を

出されたものかどうかお伺いしたいの
であります。

○大達国務大臣 この特例法一部改正
というものが、やはり現場の教室にお
ける、教育の中立を維持する一つの有
力な手段として、この法律案を提案す
るに至つたのであります。

○野原委員 今回の特例法の改正案に
よつて、国立学校の教職員に準ずるあ
るいはその例によるという適用を受け
ることになりますと、人事院規則が適
用されるわけでございますが、人事院
規則でいうところの政治的行為という
ものは、大臣がお考えになるような、つ
まり政治教育等の政治諸活動を含んで
いない、このように思ふのです。つま
り人事院規則の政治的行為というのは、
は、たとえば選挙活動というような意
味の政治的行為ではないのだ。

「委員長退席、相川委員長代理着
席」

ところが中立確保の場合には、ほど教
育の偏向といふことは是正もわかるの
ですが、この特例法の改正といふもの
では、大臣が心配されておる今日の教
員の偏向性といふものの救済にはなら
ぬではないか、このように思ふのでご
ざいます、いかがでしょう。

○大達国務大臣 もちろん特例法の一
部改正、従つて人事院規則できめてあ
るところの政治行為の制限といふもの
に服せしめる、こういう政治行為の制
限といふものは、教員個人の個人的行
為の制限でありますから、それがただ
ちに教員の教育活動といふものではな
いのであります。従つてただいま野原
君の言われましたように、これがすぐ
そのまゝに教室における行為を制限す
るものではない。その意味においては

教育の中立を維持するためという意味
においては間接的な方法であります。
この法律が間接ながらその中立性を維
持するといふ意味は、教職員があまり
に政治活動に、個人としてあるいは選
挙運動をするとか、その他非常に政治
活動に深入りをするといふことは、自
然にその先生の政治的立場が非常に強
くなりますから、そうすると同じ人間
のことであるから、自然にそれが公務
である教育の上にも影響を及ぼすであ
ろう。であるからして逆に申し上げる
と、その先生はできるだけ政治的には
あまり深入りをしてほしくないような立場をと
つてもらふ。そのことはその人の政治
的中立性、教育というより教員の政治
的中立といふことになりますから、そ
れが学校の教育に偏向的な影響を及ぼ
す場合が非常に少くなる。その意味に
おいて教育の中立性を維持する有力な
方法である、かように考えるのであ
ります。

○野原委員 ただいまの大臣の御答弁
は、これは「矢内原東大総長に反論」
という何新聞でございましたか、反論
の記事を御掲載になられておるわけ
でございますが、その中にも、確かにた
だいま申されましたように、法律案の
第一のねらいとするところは、教員自
身が政治に深入りをしてほしくないことによ
つて、教育の片寄りを防止せんとする
点にある、このように書かれておるよ
うに思ひます。そこで私が問題にする
のは、教員自身が政治に深入りをしな
い、つまり人事院規則の適用をやるこ
とによつて三年以下の懲役あるいは五
万円以下の罰金でございますか、これ
を科することによつて教員を政治に深
入りさせないという、その深入りの度

合いが実は非常に問題なんです。この
点は漸次これから御質問いたしたいと
思ふのでございます。

そこで次にお尋ねいたしたいこと
は、この名称でございまして、教育公務
員特例法の一部改正法案、こういうこ
とになつておるのでございまして、これ
も、実はその内容をめくつてみますと
、大臣も御承知のように、とんでもな
い恐ろしい特別刑罰的なものが出さ
れております。あるいは大臣は恐ろし
くないと申されるかもしれませんが、
教員諸君にとつては国家公務員法及び
人事院規則を適用せられるために、国
家公務員法なり人事院規則というもの
を知らなければは自分はどういうよ
うな処罰を受けるのかといふこともわ
からない。ところが今回のこの改正案
を見ますと、人事院規則のじの字も出
て来ておりません。その内容を知るに
よしがたいのであります。こういうよ
うな立法態度といふものは、私は立法
をなさる責任者としては実は親切な態
度ではないと思ふ。もつとはつきり具
体的に、人事院規則の例によるという
ような言葉でございまして、いさゝか語弊が
ございまして、なせもつと明確に具
体的にこれ／＼をやつた場合には
これなんだといふことを特例法の改正
案にお載せにならなかつたのかどう
か、この点ひとつお伺いしたいのであ
ります。

○大達国務大臣 私どもが主眼として
おる点は、国家公務員と同じようにす
る、こういう点である。従つて国家公
務員の例による。そういう場合にはし
ばしばといふよりもむしろそういう場
合に常に用いられておるところの法律

上の用例であります。これは昔からそ
ういう用例はたくさんあるのでありま
して、ことさらにそれを人に隠すとか
いうような意味でないことは当然であ
ります。ただ適用するとか、あるいは適
用するといふような言葉と実質におい
ても違ひない、たとえば国家公務員法
の政治行為制限に関する法律が改正を
される、あるいはまた人事院において
人事院規則の改正が行われる、そうい
う場合には地方公務員たる教育公務員
に対する制限も自動的に動いて来る。
ですからこれを明らかに書き並べるの
とは実質的に非常に違いがそこにある
わけですね。現に人事院規則について
は、今日人事院の方でもこれを何か改
正するといふような御意向があるよう
に聞いております。そういう場合には
それに基いて自然に実質の内容がかわ
つて来る。そういう特殊のやり方の場
合に、これを例による、こういう使い
方を用例として使ひ方をするのであり
まして、これはいつもそういう場合に
は何々の例による、それが動けばつい
て動く、こういう点があらためて書く
場合には実質的に非常に違いがあるわ
けであります。従つて今の点で明瞭で
あるように、必ずしも人事院規則とい
うものの内容を一々検討を加えてこれ
でちよいといふんだ、こういうふう
に考えたわけではない。説明においても
また提案の理由においても申し上げて
おるように、国家公務員と同じにす
る、その例による、こういう点に重点
があるのでありますから、その点を御
了承いただきたい。

○野原委員 大臣は人事院規則の、つ
まり国家公務員の例によるということ
で、人事院規則について来るのだ、こ

ういうお考えであつたような法文になさ
れた、こう申すのでございまして、私は
特別刑罰的なものは、これは罪刑法定
主義理論を取出すまでもなく、明確に
やはり法文といふものを示しになら
れることが、民主的な公明な立法の態
度ではないか、こういう考えを持つて
おるのであります。しかしながらこの
点は考え方の相違でございまして、
で、これ以上申し上げません。

そこでただいま問題にいたして参り
ました国家公務員の例によるというこ
とに関連してございまして、教育公
務員特例法の一部改正は、御承知のよ
うに私立の学校は対象になつておりま
せん。ところが教育の中立性確保の法
案におきましては、義務教育学校とい
うことで私立の学校も対象になつてお
るのでございまして、この理由——片
一方では私立の学校は対象にしない、
一方ではこの対象になつた、この二つ
の関連において、理由をひとつ御説明
願ひたい。

○大達国務大臣 これは公務員に關す
る特例でありまして、この場合教育と
いふものが公務として行われる、つま
り公務員として行われるという場合
に、公務の適正なる運営といふことを
保障する意味で政治的行為の制限で
あります。従つて公務に服する者はひ
とて教育公務員だけではないのであつ
て、あらゆる公務員といふものが全部
一定の政治行為の制限に服しておる。
それは公務といふものでありますから、
いわゆる全体に対する奉仕としての
公務といふものが適正に行われなけ
ればならぬ。こういう見地からこれは
地方公務員であつても、国家公務員
であつても、公務員に対して特に課

せられた政治行為の制限であります。従つてこの場合に教育職員のうちにおきましても、公務員という身分を持つておる者、つまり国立学校はすでに国家公務員ですからこれは問題ない。その他残りの教育職員のうちで、地方公務員という公務員の身分を持つておる者についてそういう制限を課する、これは公務員という身分がなければ、これこそ憲法の問題が起ります。憲法の基本的人権の問題が私は起ると思ふ。しかし公務員に關してはこれはすでに既定の法律秩序である、公務員とするといふことは、今日においては現行法制の上におけるいわば既定の法律秩序であります。これは新しい問題ではない。しかし一般の民間人であるところの私立学校の先生にかくのごとき制限をするといふことになれば、少くとも形式の上から言つて、これは公務として行われていないのですから、この場合における政治行為の制限は、もし一般の民間人に對してするといふことになれば、これは憲法の問題が當然に起つて来る、そういう意味から私立学校の職員はこのうち外としたわけでありませう。公務員という身分を持つておる者だけに對する制限、こういうわけでありませう。

○野原委員 私はここで立場をはつきりいたしておきたいのでございませうが、私立学校の教員に政治的活動についての制限を加えてもらいたいといふことはもとよりございませう。私は、実は、公立学校の教育公務員に對して国立学校の教職員の例によるというやうなこのやり方に反對をするがために、質問をしておるのであります。そこでもう一度お尋ねしたいのでございませう、この公立学校の教職員を国立学校の例によるといういたしました提案理由の御説明は教育というものは国民全体に直接責任を負つてゐるから、教育というものはその市町村だけに對する責任じゃないのだ、義務教育は特に国民全体に對する責任だから、国立学校も公立学校も何ら違ふところがないじゃないかといふことが提案理由の説明なんです。そういたしますと、私立の学校も日本の子供を教育しておるじゃないか、私立学校においてもその責任は国家に對して負わなければならぬのではないか。補助金にしておるのだ。そうなりますと特例法のこの改正といふものは、公立学校の義務制学校の先生だけを国立学校の例にとするといふことは筋が通らないのではないかと私は思ふのです。この提案理由の説明からいいたしますと……この点はいかがでございませう。

○大達國務大臣 なるほどそういう考へ方が、ただ教育の中立という見地から言へば、成り立ち得ると思ふのであります。先ほど申し上げたやうに、この場合は公務の適正を期する、こういう考へ方でありませう。でありますから私立学校の場合、なるほどそこに義務教育が行われる場合には、これは實質的には公務と同じやうな重大な内容を持つておるものである。しかしながら少くともその形式においてはこれは公務とはなつておらぬのです。だから私立学校のような場所に義務教育を求めることが一体いいか悪いかといふことになれば、その意味においては議論はあり得ると思ひます。けれども少くとも、現状は公務という形にはなつておらぬ、義務教育ではあるけれどもそれは公務ではない。この公務員特例法が期するところは、少くとも法理論的にいふと、公務としての教育、つまり公務の適正なる運営をはかる、こういう立場でありますから、私立学校は入らぬ、入れようにも入らぬというわけでありませう。

○野原委員 大臣にお尋ねいたしますが、教育はおよそ公務でございませう、私立学校の教育といへども私立学校の教師は公務に従事しておるのでございませう。大臣が今回ここに提案になられましたのは、公立学校の教員も公務——これはもとよりそうなんです。ところが單に形式的に公務員であるからといふやうなことで私は納得できないのです。教育といふものは公務であるという特殊性から、実は公務の国に持つて行くことが要當だ、こういう御説明をたびくされておる中で、私立においても教育という公務ならばなぜこれを国の例によらないのか、私立においてはまつたく政治活動は自由なんです。ところが公立学校は私どもに言わせれば、現在の地方公務員法の第三十六条によつてつこうじやないかと思つておる。これは地方公務員だから……国はこれは国家公務員だから——国家公務員法並びに人事院規則には批判はございませうけれども、現行法を承認するといふ建前から行けば、今日私どもはあえてここで問題に出そうとは思ひませうけれども、どうもただいまの大臣の御説明ではなさか納得できないのでございませうが、もう一度その点ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは今申し上げたことを繰返すことになりましたが、公務でなければ——たとえば公社五現業といふやうなものがあつて、鉄道公社なら鉄道公社といふものは、これは實質的にやつてゐることは公務なんです。けれどもそれは公務という形をはずれてゐるものですから公社といふことになつておる。でありますから、たとえば鉄道職員は国家公務員になつていない。それだから鉄道職員は、他の国家公務員として同様な仕事に従事しておる人々との権衡を言へば、やはり国家公務員並の制限を受けてもいいはずのものなんですけれども、形が公務といふわけをはずされておるものですから、従つて国家公務員としての政治行為の制限は受けておらぬ。それとちやうど同じことでありまして、この私立学校における義務教育といふものは、公務という形式をとつておらぬのですから、公務といふこととなつておらぬから、従つてそれに従事する人も公務員ではない。公務員という身分を離れて、つまり純然たる民間人といひますか、そういう身分のない者に対する政治行為の制限といふことになつては、これは非常にいろいろ場合が起る、たとへて申し上げますと、このごろそんなことはないけれども、昔ながら非常に大きな造船所があつて、海軍の非常に機密な軍艦をつくる、これが機密が漏れるとか何とかすれば國家として重大なことだ、従つてそこに従事する職工はむろんのこと、關係の技術者も國家的な機密を守つてもらわなければならぬ、けれどもこれは公務員でないものですから、やはりそういう場合も公務員としての制限をこれに課するわけに行かない。それと同じ關係で、法理論的に公務員でない者に国家公務員と同じやうな制限を課するといふことは事實上できませんから、それでこれを省いたわけでありませう。但し私立学校でありまして、教育の中立が守られなければならぬといふことは、公務員といふことにかかわらず大切なことであります。これに對してもできるだけ中立性を維持するといふ必要はもちろんであるのです、でありますから中立性確保に關する法律の場合には、これは先生の個人的な政治行為を制限するとかんといふことではありませうから、この場合には私立学校といへども、つまり義務教育諸学校は全部中に入れて、そしてその教育の中立を維持したい。ただ公務員である教員自身に對する制限である場合は、私立学校の場合には入れたくても入れることができないといふ關係になつておる。これを御了承願ひたいと思ひます。

○野原委員 大臣は法理論的に申してということとでございませうが、私は法理論的に申しますならば、公立学校の教職員は地方公務員でございませうから、地方公務員法によるべきであると思ふ。もし大臣の言われるやうに、このやうな罰則の必要があるならば、地方公務員法という母法を改正するなり何なりの方途を講ずべきではないか。ところが国家公務員法の例によるといふやうに、実は法体系を非常に混乱させておるのです。そこで、どうしたか、今日まで同僚議員諸君がいろいろと質問をいたした。それに対する大臣の御回答は、端的にいつて教育公務員だから

らだ、教育という公務に従事してある
だんから何ら違ふところないじやない
かということでありませう。それなら
ば、私立の学校の教育も実は日本の国
の教育という公務に従事してあるんだ
から選ぶところがないということにな
つて、国立学校の例によるということ
にしなれば、法理論としてもどうも
筋が通らない。これは見解の相違であ
るということであらばやむを得ません
が、大臣にかつて局長なり課長なり
からひとつお教え願ひたい。私はどう
もこの点は納得できない。

○緒方政府委員 私立学校の教師をな
ぜ省いたかということは、今大臣の答
弁がございました。地方公務員法を改
正しないで、教育公務員特例法の改
正によつたか、という点でございます
が、これは地方公務員法自身に規定が
あるものでありまして、地方公務員法
の第五十七條には、学校の教育職員の特
殊性に基いて別に特例法をつくるとい
う規定がちゃんとあります。それに基
いて現在の教育公務員特例法ができて
いるわけでありませう。教育公務員特例
法の第一條を見ますと、「この法律は、
教育を通じて国民全体に奉仕する教育
公務員の職務とその責任の特殊性に基
き、教育公務員の任免、分限、懲戒、
服務及び研修について規定する。」か
ようにあります。その服務の關係でござ
いますので、この教育公務員特例法の
改正によつて政治行為の制限の分を改
正いたしましたのでありまして、法的には
何らさしつかえないのであります。

〔相川委員長代理退席、委員長着席〕
○野原委員 どうも時間を制限されて
おりますと、一つの問題について納得

の行くまで質問しておられませんか
で、納得できないままに遺憾ながら先
へ進みます。

次にお尋ねいたしたいことは、御承
知のように今度の特例法の改正では、
地方公務員法第三十六條第二項但書が
一部削除になつて、人事院規則の刑罰
規定が適用になる、こういうことにな
つたわけでございませうが、こうした特
別刑罰規定を設けてまで公立学校の
教職員の政治活動を取締らなければな
らない最大の理由——理由はたくさん
ございませうが、最も大切な理由は
何でございませうかお尋ねいたします。

○緒方政府委員 これは提案理由にも
ございませう。教育の特殊性から
申しまして、公立学校の教育公務員は、
国立学校の教育公務員と区別して取扱
う必要がない、従ひまして現在国立学
校の教育公務員に適用されております
国家公務員法を公立学校の教職員にも
適用させる、かような趣旨でございま
す。それによりまして、先ほど大臣か
らお話がございましたように、間接的
に教育の公正な運営を確保して行く、
かような趣旨でございませう。

○野原委員 地方公務員法の適用では
今日の教員の政治活動は取締れないと
いう理由をお聞かせいたしたかなけれ
ば、私の質問に対する御答弁にならな
いと思う。私は地方公務員法のあの取
締り規定で十分だという立場で実はお
尋ねいたしております。ただいま局長
が申されたようなことは、これはここ
に書いてあるのですからばつきりして
おる。そういうことを聞いておるのじ
やありません。その点もう一度、大臣
からひとつ御答弁願ひたい。

○大瀧國務大臣 前に申し上げました
ように、公務員に対する政治活動の制
限というものは、その公務員の担当す
る公務の正常なる運営、へんばのない
公平な運営を期する、こういうことに
一言にして尽きるものであります。そこ
で、地方公務員の公務というものはそ
れ／＼の地方団体の公務である、教育
公務員はその身分が地方公務員であり
ましても、その担当する公務は国家の
公務である、従つてこの正常なる運営
というが、それを公平に執行するとい
う意味においては国家公務員と同じ政
治制限をする、これが理論上妥当であ
る、こういう考え方であります。

○野原委員 それでは次に進んでお尋
ねをいたしまして。国家公務員法が
適用せられるというところで、人事院規
則が問題になつて来るわけでございま
すが、政治的活動に関しては国家公務
員の例によるのであるが、依然として
公立学校の教育職員は地方公務員であ
る、このことはお認めでございませう
ね。そこで実は人事院規則の適用と地
方公務員法の適用との間に相当問題が
あるわけですね。この点はこうして法案
をお出しになられたのでありますから
、十分な御検討をなされたことと思
ひますが、大きな疑点が二、三ありま
すので、お尋ねいたします。地方公務
員法第三十六條二項四号と人事院規則
の十四・七の六項の十二号、これをひ
とつと聞きいただきたい。地方公務員
法第三十六條の二項の四号を見てみま
すと、「文書又は図画を地方公共団体の
庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、
その他地方公共団体の庁舎、施設、資
材又は資金を利用し、又は利用させる
こと。」このように書いてある。ところ

が先ほど申し上げましたように、人事
院規則の六項の十二号には、「政治的目
的を有する文書又は図画を国の庁舎、
施設等に掲示し、又は掲示させ、その
他」云々と、「国の庁舎」ということに
なつておる。ただいま申し上げました
地方公務員法の第三十六條の二項四号
は、地方における庁舎、つまり公告と
なつておるのです。ところが、人事院規
則が全面的に適用になるということに
なると、六項の十二号がこの際教職員
に適用になるのか、あるいは三十六條
の二項四号が適用になるのか、この間
違はどうか、お尋ねいたします。

○緒方政府委員 もちろん人事院規則
の方が適用になります。

○野原委員 そうなりますとこれはお
かしい話です。だから私は大臣に質問
をした。教員は一体その身分は国家公
務員か、地方公務員かというところ、こ
れは地方公務員だ、地方公務員だとい
うことになれば、原則として地方公務
員法が適用されるのではないか。このよ
うに思うのですが、ところが人事院規
則の公務員に関してはこの十二号だと
いうことになりませうが、十二号は国
の庁舎、施設、資材なんですよ。ところ
が三十六條の二項四号は法の趣旨から
考えても、地方公務員としての教員
が、地方公共団体の庁舎、施設に掲示
するといふことが問題があるというの
で規定されておる。ところが国の庁舎
に掲示してはいけないけれども、たと
えば都道府県の県庁であるとか、公立
の学校であるといふようなところには
かまわないといふことになれば、一体
これはどういふふうになりますか。本
末転倒したことじやありませんか。も

う一度的確に御説明を願ひたい。

○緒方政府委員 人事院規則の適用の
結果はただいまお話になりましたよう
に、国の庁舎に掲示することは禁止さ
れておるわけでありませう。その通りで
ございませう。

○野原委員 それではもう一度お尋ね
いたしますが、公立学校の教職員は
「地方公共団体の庁舎施設、資材又は
資金を利用し、又は利用させること。」
そういうような施設に掲示することは
さしつかえありませんか。

○緒方政府委員 地方公務員法三十六
條の適用は排除いたしております。そ
の通りでございませう。

○野原委員 このことはどうぞひとつ
御検討くださるようによろしくおきま
す。これはしかしながらさしつかえな
いといふことでございませうから、こ
れは局長の見解として連記録にも載り
ましたので、ただいまの御答弁は非常に
重大なものがあるといふことだけ申し
上げておきます。

そこでもう一点この法案の内容の関
連事項として問題があるわけですが、
地方公務員法の第五十二條の一項、先
ほど局長が読み上げました「職員は、
給与、勤務時間」云々といふところで
ございませう。そこでまた第五十五條の四
項は、職員団体に属してない公務員
といへども否定されることはない。こ
ういふような規定になつておるのであ
ります。人事院規則がやはり優先
的に適用されるのだという御解釈を文
部省ではお持ちのようでございませう
で、われ／＼ここでお尋ねしたいこと
は、人事院規則の五項六号は「国の機
関又は公の機関において決定した政策
（法令、規則又は条例に包含されたも

う一度的確に御説明を願ひたい。

○緒方政府委員 人事院規則の適用の
結果はただいまお話になりましたよう
に、国の庁舎に掲示することは禁止さ
れておるわけでありませう。その通りで
ございませう。

○野原委員 それではもう一度お尋ね
いたしますが、公立学校の教職員は
「地方公共団体の庁舎施設、資材又は
資金を利用し、又は利用させること。」
そういうような施設に掲示することは
さしつかえありませんか。

○緒方政府委員 地方公務員法三十六
條の適用は排除いたしております。そ
の通りでございませう。

○野原委員 このことはどうぞひとつ
御検討くださるようによろしくおきま
す。これはしかしながらさしつかえな
いといふことでございませうから、こ
れは局長の見解として連記録にも載り
ましたので、ただいまの御答弁は非常に
重大なものがあるといふことだけ申し
上げておきます。

そこでもう一点この法案の内容の関
連事項として問題があるわけですが、
地方公務員法の第五十二條の一項、先
ほど局長が読み上げました「職員は、
給与、勤務時間」云々といふところで
ございませう。そこでまた第五十五條の四
項は、職員団体に属してない公務員
といへども否定されることはない。こ
ういふような規定になつておるのであ
ります。人事院規則がやはり優先
的に適用されるのだという御解釈を文
部省ではお持ちのようでございませう
で、われ／＼ここでお尋ねしたいこと
は、人事院規則の五項六号は「国の機
関又は公の機関において決定した政策
（法令、規則又は条例に包含されたも

のを含む。の實施を妨害すること。」といはれない。こうなつておきます。そこでこの六号で問題になるのは、公立学校の教員の場合には、勤務時間については都道府県の教育委員会あるいは市町村の教育委員会において、実は内規、規則といったものを設けておるのが普通でございますが、そうなりますと、私どもはこの勤務時間に対してもあるいは七号では「地方公共団体の条例」これは大阪府でありましたら大阪府条例、こういうことで大阪府の教員の給与は縛られておる。そういった勤務時間あるいは条例等について不満であると主張する、あるいは改正を要求する。つまり職員団体としての活動がこの人事院規則によるとできないということになる。ところが地方公務員法の五十二条なり五十五条によると、これは当然許されなければならぬということになると思ふのでありますが、この関連はいかがなものでございましょうか。

○緒方政府委員 人事院規則の今の第五項の六号でございますが、これは国の機関又は公の機関において決定した政策の實施を妨害、こういう目的で、その次の第六項に書かれておる政治的行為、これは十七ほど触れておりますが、こういう目的で政治的行為をやつた場合はいけないという趣旨でございます。そしてこの實施を妨害といふ解釈でありますけれども、現在人事院で運用されております解釈は、有形無形の實力をもつて、何らかの實力行使でもつてその政策の實現を妨げる、こういう目的がありました場合に禁止される。かような解釈をとつております。従つてただいまお述べになりましたように、事例は何でございましてか、その地方公務員法の第五十条で、職員団体または職員団体に入りませんでも、当局に意見を申し出るとか、あるいは職員団体として当局と交渉する、こういうような点は一向さしつかえないのであります。

○野原委員 その点は実は非常に微妙なものであります。この二つの法律が出されても、職員団体は勤務条件並びに給与改善の運動はできるわけです。もしてできるという立場に立つならば、この六号の妨害でございしますが、職員団体が規定された給与に対して不満を主張するのは、不満だ、給与が低いじゃないか、ぜひとも改正してもらいたいと不満を主張して改正を要求する。こうなりまして、次に何が来るのであるか、具体的な運動が来る。ところが法の解釈としては、妨害という見解が成り立たないとは保証できない。不満だ、といつて改正を要求して、具体的な運動をした場合に、實施妨害だといふことに実は解釈をされる。そうすると、実は職員団体としての団結権が否認されて、そして勤務条件、給与の運動をすることもできないことになるじゃないかという疑問が出て来るでしよう。その関連をもつと御説明をお願いしたい。

○斎藤説明員 お答えいたします。現在地方公務員法の第五十五条によりまして権限ある当局と交渉する、こういう組合の交渉の仕方というものの、現在人事院規則で書いてあります政策の實施妨害といふ、こういうようなことまで含んでいないことは当然でございす。またその目的として實施妨害とございすので、新たな政策を要求する、あるいは現にある政策の改訂を望むといふようなことは、字句上当然入つて来ないといふことは考えております。

○野原委員 ところが、課長ですが、實施を妨害するといふこの人事院規則が優先的に適用される場合、局長のような解釈を裁判所がとつて来た場合に、これはどうにもならない事態がやはり起つて来るのです。それは実は、公立学校の教職員は、地方公務員としての団体の活動がこの人事院規則を準用せられたためにできないようになるのではないかと懸念がやはり残るのです。こういうところの問題点がある。私は、こういうものを指摘せよといえは一日中でも申し上げます。材料を収集してあります。ほんの一、二点だけ申し上げておるわけなんです。このことは、逐条審議の際に十分同僚議員諸君とともに究明したいと思ふのでございす。

そこで次に参りたいと思ひますが、第二の政治的中立の確保に関する法律案について御質問いたします。緒方初等中等教育局長は、この文部委員会の答弁におきまして、主たる構成員とする団体とは次のようなものだといふことを御答弁になつております。同時に、文部広報の第七十四号には、初中局の地方課の意見として同じようなことが述べられておる。たとえば、市町村の教職員組合や、その連合会である都道府県の教職員組合及びいわゆる日教組や全国小学校長会、全国中学校長会、全国高等学校長会、全国中学校校長会、全国高等学校校長会、一応この中に含まれると考へてよいでしよう、その団体を主たる構成員とする団体とは、学校の職員を主たる構成員とする団体の連合会と、そのような団体がその連合会の主要な構成員となつておるような場合を言ひます、連合会についてももちろん同様ですと申されておる。つまり、教員を主たる構成員とする団体とは、ただいま申し上げましたように、過半数だ、こういうようなことを言つておるのでございすが、これは裁判所がこの問題が起つて裁判する場合に、そういうように曖昧模稜たる見解で裁判されるというお考えで申されたものかどうか、ほんの局長なり地方課の常識的な意見なのかどうかといふことをまづお尋ねいたします。

○緒方政府委員 政府といたしましてこの法案を提案いたします場合に、法制局その他で審議をいたしまして、解釈もきめて提案をいたしておるわけでございますが、その解釈に基きまして私はこの前の文部委員会で答へ申し上げたわけでありす。

○野原委員 法制局の意見を聞いたと申されるのでございすが、実は、近くは労働組合としての産別が問題になりまして、つまり共産党員の分子云々が問題になつたときに、何も共産党員が過半数じゃないといふと、そんなことは問題じゃない、こういうような見解をとつておるのですよ。従つて私に言ひしめるならば、この教員を主たる構成員とする団体といふことは、数量は問題じゃないのじゃないか。その教員が中に入つて質的な指導力を持つて、数量的に二分の一だ、こういう形式的なものではなく、強い影響力を持つとみなされる場合に、それはこの教員を主たる構成員とする団体

といふことになるのではないか。こういう解釈をおそらく裁判所はとつて来ると思ふのですが、その点よろしいですか。

○緒方政府委員 政府といたしましては、ただいまの答弁を繰返すわけでございすが、けれども、過半数、つまり構成員の中に二分の一以上教員がいる場合かような解釈をとつてこの法律案を提案いたしておる次第でございす。

○野原委員 政府の有権解釈といふものは、裁判における法解釈上何らの参考もならないといふことだけは御承知だろつと思ひます。そこでもう一ぺんお尋ねしたいことは、この政治的中立確保の法案で、政治的中立とは一体どういふことなのかといふことです。私は、たとえば東大の社研の研究論文いろいろ、文獻をあさつて、また、教育基本法の精神なりいろいろ検討したのでございすが、いろいろ意見が出されておりますが、これは質問を返し返すようでも入れ入りますが、このことは政治的中立確保の法案に対する私どもの審議態度を決定するに重大でございすから、重ねて大臣から、政治的中立とは何なんだといふことを御説明をお願いしたい。

○大隈國務大臣 政治的中立といふ言葉は、教育基本法の八条の二項にあることを長く言うかわりに政治的中立といふ言葉を使つたのであります。特定政治的支持し、又はこれに反対すること政治的中立で、この中立性を確保するために三條の一項及び二項に掲げてありますこの内容とすると行爲は、必ずしも教育基本法の八条の二項と一致してゐるとは私は申しません。あい

まいにならないように、あるいは拡張解釈が起らないようにということ、そのうちの特に典型的なものはつくりだした場合を三条の一項及び二項に書いておるのであります。中立性ということと私どもが一般的に、あるいは法律用語として使う場合には、大体教育基本法の八条の二項の趣旨の教育をしないということ、これを中立性とお考えくださつてつてくださいます。

○野原委員 御承知のように、教育基本法の八条第二項は、特定の政党の支持あるいは反対を禁じているだけでございまして、ところが、今回の政治的中立確保の法案を見ますと、「特定の政党その他の政治的団体」というように、教育基本法の八条二項よりも拡張している。これもむしろ返しになりますけれども、あとで私の意見は申したいと思うのですが、この「特定の政党」の上に「その他の政治的団体」を持つて来たお考えは、どこから持つて来られたのかお尋ねいたします。

○大達國務大臣 教育基本法の八条の二項は政治活動の禁止ではないのであります。教育の内容が非常に片寄つてはいけないという趣旨と私どもは考えております。従つて、これを具体的行為としてはつきりと規定する場合に、政党または政治的団体というのは教育の内容を片寄らしめる上においては同じことである、こういう考え方であります。

○野原委員 労働委員会との合同審査会であつたかと思いますが、日教組は政治的団体かということをお尋ねいたします。諸君が質問したようでございまして、このとき大臣は、実質的には政治的団体とみなされるという御答弁を

されたようでございますが、間違ひございせんか。

○大達國務大臣 みなされるといういますか、実質的には政治的団体だと、こゝう申し上げたのであります。

○野原委員 そうなりますと、法案の「政党その他の政治的団体」の「政治的団体」の中に日教組は入る、こゝう御理解を持たれておりますか。

○大達國務大臣 今日、法律上、政治的団体というものの扱い方については、大体、届出がある場合にこれを政治的団体とするというふうになつていゝと思ひます。私は日教組が届出をしておるということを言つてゐるのではないので、従つて、今日の各般の法令の取扱いの上において、これがただちに政治的団体として取扱われるかどうかはわからないのであります。わかりませんが、しかし、政治的傾向という立場からいへば、今日の日教組がその政治的な態度を捨てない限りは、やはり裁判官が、届出があるなしにかかわらずこれを政治的団体として解釈して取締つていただくことを希望してあります。

○野原委員 大臣が何を御希望なされるかとそれは大臣の御自由でございまして、私はまたとやかくは申し上げませんが、実は先ほどからお尋ねいたしてありますように、政治的中立という言葉の意味も、主たる構成員とする団体という言葉の内容も、それからこの政治的団体というふうなことも、同時にまた最も私どもが奇妙に考えますところの「至らしめるに足りる」というような言葉の内容も、罰則規定としては実に曖昧模糊、漠然としておるということを私はこゝで指摘したいので

あります。大臣もよく御承知のように罪刑法定主義という刑法上の大原則があるわけでもございまして、この罪刑法定主義の刑法上の原則から見ても、このような不明確な規定に基いて教職員の行動が、あるいは懲戒刑に及ぶのは罰金刑に処せられるというこゝとは、教育関係者をしたたけと息苦しさのうちに萎縮せしめる以外の何ものでもない。はつきり申し上げます。これは教員をして政治的に無関心へ無関心へと持つて行きます。もつともし大臣はそうではないと仰せられるかしりませんが、私は事実においてそうだと申す。これは私一人ではございせん。今日一般調査をいたしてみまするならば、おそらく日本国民の大半、自由党の中にも——私は知つてゐるのです。自由党の代議士の方で、非常なこの中立確保については悩んでおられる、こゝういふようなものは出すべきでなかつたと個人的に私に申しておられる方もあるくらい問題の法律であるといふことだけを指摘いたしまして、次のお尋ねをいたしたいと思ひます。

○辻委員 野原君、あなたの方の割當時間はもう二十分そこ／＼でございまして、どうか……

○野原委員 あと二十分ございまして、どうか……

○辻委員 そうですね。二十分弱であります。

○野原委員 それでは次にお尋ねいたしたいことは、教育行政当局に処罰の請求権を与えておるわけでもございまして、教育行政機関として常に教師に對して犯罪と関係があるのではないかといふ疑いを持つ監視的態度を——こゝの処罰の請求権を与えたといふこと

は、これは親切的な規定のようであつて、実はただいま申し上げましたような監視的態度をとらしめるおそれが多分にあるのではないかと。教員と教育行政当局との不信離反の結果せしめるおそれがあるのではないかと。教育行政本来の機能というものは、実は教員にそのような犯罪があるかどうかといふことを監視するところにあるのではなくて、よりよい教育を指導し、これを助言するといふ立場にあることは、これは教育委員会法の建前から当然のこととございまして、私はどうも教育委員会法のねらいが、処罰の請求権を与えるといふことによつてとんでもない方向に持つて行かれる、このおそれを感じるものであります。これは親切的な規定のようであつて、よく私どもが分析してつゞ込んで考えてみますと、さういふおそれを持つのです。しかもなお、警察当局は教育行政当局に對して、教育委員会の請求があればこれを犯罪としてあるいは起訴できるわけとございまして、警察庁なり警察は、あなたの方はなぜ請求しないのか、あれはこゝういふことをやつておるぞといふように、警察が教育行政当局に對して干渉して来る、教員に對する、この学園に對する侵入は、請求のあるなしにかかりございませぬ、さういふおそれを感じるのでございまして、これが、この点に對する大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 請求を待つて論ずるというこゝにいたしましたことは、御承知の通りこの規定は必ずしも学校において偏向教育が行われたといふようなことを前提にしておるのではないのであります。その学校に對して偏向教育を奨励する、これだけの事実をもつて犯罪は成立するのであります。でありますからして、具体的に申しますと、甲の学校においては教唆煽動を受けて非常なひどい偏向教育が行われるような事態があつた。乙の学校では教唆煽動はあつたけれども、一向その影響を受けなかつた。同じ教唆煽動に對してもいろいろなケースがありましよう。さういふ場合に、柳に風で受け流したようなところまで無理に犯罪を摘発しなければならぬといふことはないので、それ／＼のケースについて実際の実情を、こゝういふことを教育委員会が判断をして、そこで教育委員会が請求すれば初めてその罪を論ずる。これは委員が請求しなければ起訴ができないのですから、つまり實際調べるに該當すれば起訴ができるということになるさういふ意味で、学校の運営について一番責任を持つところの教育委員会というもののこゝの請求権を認めるといふか、その請求を待つて初めて司法の手が動く、こゝういふことにするといふことで、何も学校はさういふ呼びかけがあつても、それに影響されぬといふことになれば、そこまでやかましく摘発しなければならぬといふことではないのであります。さういふ行き過ぎの場合が起らないようにという配慮から、その請求を待つて云々の規定が設けられたのであります。あなたのおつしやるように、何かこれはよほど深いことを考へて、かえつて何かよほど干渉するよなことを考へておる、さういふのは、それは思ひ過ぎでありまして、決してさういふ氣持はないの

育を奨励する、これだけの事実をもつて犯罪は成立するのであります。でありますからして、具体的に申しますと、甲の学校においては教唆煽動を受けて非常なひどい偏向教育が行われるような事態があつた。乙の学校では教唆煽動はあつたけれども、一向その影響を受けなかつた。同じ教唆煽動に對してもいろいろなケースがありましよう。さういふ場合に、柳に風で受け流したようなところまで無理に犯罪を摘発しなければならぬといふことはないので、それ／＼のケースについて実際の実情を、こゝういふことを教育委員会が判断をして、そこで教育委員会が請求すれば初めてその罪を論ずる。これは委員が請求しなければ起訴ができないのですから、つまり實際調べるに該當すれば起訴ができるということになるさういふ意味で、学校の運営について一番責任を持つところの教育委員会というもののこゝの請求権を認めるといふか、その請求を待つて初めて司法の手が動く、こゝういふことにするといふことで、何も学校はさういふ呼びかけがあつても、それに影響されぬといふことになれば、そこまでやかましく摘発しなければならぬといふことではないのであります。さういふ行き過ぎの場合が起らないようにという配慮から、その請求を待つて云々の規定が設けられたのであります。あなたのおつしやるように、何かこれはよほど深いことを考へて、かえつて何かよほど干渉するよなことを考へておる、さういふのは、それは思ひ過ぎでありまして、決してさういふ氣持はないの

であります。これによつて、実情に
て、不必要に犯罪の検査というよう
なものなく、ただ教育委員会が自然
教育を監視するということになりはし
ないかというお尋ねがありました。こ
れはそういう呼びかけがあつた場合
に学校でどういう教育をするかとい
うことは、これは自然教育委員会とし
ては見なければならぬでしょう、見な
ければならぬけれども、これは何もこ
の規定があつてもなくても、教育委員
会というものは学校の上に対しては一番
の責任者でありますから、学校の教育
が正しい教育が行われておるかどう
かという点については常に關心を払
い、また注意をして見ておる、これは
当然のことでありまして、教育委員
会がそれを監視するということは非常
にまわしいことで、いけないことであ
るといふふうに私も考へておら
ぬ。これは当然教育委員会としての義
務としてしなければならぬ、また実
教育の状況を知らずして人事などとい
うものはできない。この人事権とい
うものを持つということが、その教
育が適当であるかどうか、その教員が
優秀な教員であるか、あまり望まし
からざる先生であるか、そういうよう
な点については常に見ておるのがあ
る。それを見ているのだから、当
てずつばうに人事をかくるというこ
はできませんから、これはこの法律が
できたから、できないからという問題
ではない、こう思つております。

○野原委員 教育委員会は教育行政の
責任者でございますから、自分の所
の範囲における教育公務員のいろ／＼
の問題について監視し、注意をする
ということは、これは私もその通りだ
と思ひます。しかしながら処罰の請求
を与へたことによつて教育委員会が正
しい方向に向けばいいのですけれど
も、これも人間の構成した機関でござ
いますから、市町村の末端に行きま
す、いたずらに処罰の請求権のみを振
りかざすような教育委員会も出て来
ないとは限らない。そうなりますと、教
員の上には検察庁が二つできる。実
こういつたようなこともなつて、非
常な問題が起るのじやないかと私は思
うのでございますが、しかしこの点
この程度にしておきます。

先般この公聴会に参りました公述人
の磯山さんが申されたことでござい
ましたが、中立確保の法案で処罰され
るものは、これは大よそ教育委員会の
管轄するところの教員でないものは、こ
れは直接教育行政機関とは何のかかわ
りもない者が多いのが普通だと思
うのです。ところがこの何のかかわ
りもない、監督も受けない第三者の行
爲に対して、教唆をしたとか、扇動を
したとか、大学のような判断を教育委員
会がする、これはこれはまづたく
おかしな話です。自由党の諸君は、ど
ういうお考えでこの法案に一生懸命に
なつておるのか私にはわかりませんが
公聴会なりへ行つて、いろ／＼その話
をすると、実はひつかかるのです。そ
れを考へてくだされ。特例法にあなた
方が反対されることはわからぬでもあ
りません。これはあなた方が今日まで
いろ／＼やられて来たというようなこ
とも率直にいへばあるのですよ。しか
しながら中立確保の方に一生懸命にな
つておる。こういうことはまづたくお

かしな話であつて、こういう監督権
ない第三の行為に対して、一定の判断
を下さなければ行へない請求という無
理な行為を教育の行政当局に与えてお
るというところは、私はどうも納得が
できません。その辺の御説明を大臣は
どのようになさるおつもりなのか。

○大澤國務大臣 これは今あなたがお
話になりましたように、この法律は何も
教職員を対象にしておるわけではあり
ません。「何人も」といふのであります
から、いやしくもそういう教唆扇動す
る者は、これはだれでもこの法律にひ
つかかるわけでありまして。その場合に
教育委員会が、教職員を監督するとい
いますか、そういう立場でない、自分
が監督するものでもない、つまり一般
の人間が、たとえば自由党から自由党
の代議士が、何らか教職員団体とい
いますか、教員の団体を利用して、大
にわが党の政策を鼓吹して、子供が大
きくなつたら、みんな自由党に入るよ
うに教育しなければならぬ、かりにこ
ういう乱暴なことを言つたといふこと
の場合には明白にこれに入ります。
この場合には明白に教育委員会がその請
求をするといふことは、決してその教
唆扇動をした人間を監督する立場であ
るとか、そういうことではない。むしろ
い。むしろ被害者の立場なんです。こ
の請求権といふことであります。実
質的に申しますと、刑法の親告罪です
ね。つまり被害者が親告をする。自分
で泣寝入りになつていふと思へば、親
告をしなれば罪を論じないのが親告
罪であります。これは被害者がする
のです。つまり学校に対する働きかけ
でありますから、ちやうど被害者に当
てる。教唆扇動がただ学校を離れてそ

で行われるものならば、これは監督の
立場におる者でなければそれを知る由
もない。しかしこれは学校に対して働
きかけて来る行為でありますから、学
校は被害者の立場に立つ。教育委員
会は被害者の立場に立つわけでありま
す。だからその被害のぐあひによつ
て、それからひつかまわされ、ひつ
くり返されて教育をまぜくり返されて
はたまらぬ、こう思へばそこで請求す
る。監督するとか何とかいう立場では
ない、むしろ被害者の立場であると御
了承願ひたい。

○野原委員 被害を受けたかどうかと
いうような判断は、これはおそれく教
育行政当局の主観的な判断によること
と私は思ふのです。この法文のどこを
探しても客観的に何にもないのです。
だから教育委員会がこれは被害を受け
た、あいつはこの前教員組合の会合
に来てこういふことをしやべつた、こ
れはけしからぬやつだ、こういう主観
的な判断をされるとこの請求を受け
る。この請求が起訴要件になるでござ
います。この請求が、大臣がこの前御答
弁になりましたように、請求がなくとも警
察というものは犯罪があればやつて来
ます。これは大臣がどう言おうとやつ
て来る。こういうわけで実は今日国民
の大多数が心配しておるこの最も
大きなもの一つとしては、神聖な学
園に警察が氣やすく、心やすくやつて
来て——といへば言葉はいいですが、
ども、いろ／＼な調査をやつたり、あ
るいは子供のノートをいろ／＼調べた
り、とにかくそういうような学園とい
うものを警察権でもって蹂躪するとい
うようなことが、大臣、これはどうし
ても起るのでございます。大臣はそ

ういうことではないと仰せられて参りま
したが、こういう特別刑をつくること
にしても起るということを私は申し上
げたいのです。

そこでもう一点お尋ねしたいこと
とは……。

○辻委員長 野原君、あと五分で
すから、御如才はありますまいが……。

○野原委員 教育基本法には、教育の
目的を達成するために自他の被愛と
協力が必要である旨の規定があるわけ
でございますが、もしこの中立確保の
法案が成立するといふと、教師を、
全面的には申しませんが、教師を互
いに信頼する心持というものが薄ら
いで来ることは、これは争えませんが、
同時にまた教師同僚の間におきまし
ても、教唆扇動の罪に対する恐怖から、
陰惨な不信と猜疑の風を醸成するよ
うな、そういう空気が職員室あるいは学
園に起つて来るということも否定でき
ないのです。こういうことは、教育
の目的を達成するためにはまずお互
いに敬愛をしてやれという教育基本
法に、実はこの法案そのものが大きな侵
害を与えて来るのではないかと思
うのでございますが、大臣はこれに對
して、そのようなことは決して起ら
ないという御信念があるならば、ひと
つ納得の行く理由をお出しになつて御説
明願ひたいと思ふ。

○大澤國務大臣 私はちやうどあなた
の考へと逆なように考へております。
この法案は何も学校の先生やあるいは
学校の子供を対象にしておるものでは
ありません。学校に対して、学校外の
直接責任も何もない者がいろ／＼か
つてな教唆扇動をするといふことを取締
つておるのです。従つてそういうこと

を取締るといふことは、これは学校それ自体が静謐を保ち、そこからのいろいろな不当な影響力から学校を守るといふことでありますから、それによつて学校の先生同志がけんかをしたり、子供と先生の間が悪くなつたりするよゝうなことは私は考えられないと思ふ。

今のうちにそこからいろいろなことを言う者がおれば、その影響を受けて学内の平和と静謐は乱されるかもしれない。私はちやうどあなたの言われるのと逆なふうに考えております。

○野原委員　時間がないようでございますが、私も約束した時間は守つて行きたい。理事会で申し合せたことは私はあくまでも履行したい、こういう考えでございますから、この辺で私の質問は終わりますが、最後に申し上げてお

きますが、私どもは教育基本法第一条にうたわれておるところの教育職員への自主性を擁護するために、この二つの法案に対してはあくまでも反対でございます。大臣は教育職員の自主性を擁護するためにこういう法案を出したのだと申すのでございますが、教育職員の自主性とか自律性とかいうようなものは、このような特別刑法あるいは罰則によつて擁護せられるものではなくて、断じてないということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○辻委員長　次に前田榮之助君。
申し上げておきますが、前田さんの方
の党の割当時間は四十三分残っており
ます。

○前田(榮)委員 私はまず第一に文部大臣の御所見をお伺いしたいのであります。いろいろな角度で、お尋ね申し上げたいのであります。まず文部大臣は、いろいろ質疑応答の中

で、この法案はそう思想を取締つたり、あるいはまた政治活動の制限を極端にするきゆうくつなもののじやないが、ただ日教組やその他の連中が事以上これを宣伝をして、こういうふうに思わしめておるところがあるんだ、というようなことが、お答えの中にあ

つたと思うのであります。そのことのありなしを私はお尋ねするのではございませんが、大体最近の新聞その他の論調を見ましても、われ／＼が想像以上に、識者の中で反対の声が非常に

大きいということであり、私の手元へ参つております日々の反対の中で、義務教育学校職員、従つて日教組の組織関係からの陳情等は別にいたしまして、そのほかから参ります反対というものは、非常に大きいものがある。

ると思うのであります。その中で、たとえば東大の教授、助教授、講師その他の人々がありますが、教授、助教授だけでも八十名からの名前を連ねて、この法律がいかに無謀であるかという点を披瀝して反対をされております。それから最も特色のある問題は、慶応大学は今までこういう政治問題について、教授等が社会的に運動らしいことをただの一度もしたことはないというであります。私は知らぬのでありますが、そういうことを声明いたしてお

りますけれども、こんな無理解な法律を出されたのではわれ／＼も黙つておれないということから、慶応の教授、助教が反対をされておる。これはた

だ一例でありますが、これほど新聞等にも反対をされておる。このこと自体は、単に日教組の宣伝でなしに、文部大臣はこれは曲解したと言われるかも知れませんが、私はほんとにもわかりませんけれども、私はほんと

うに社会の見る目、輿論の上に逆行いたしておるところの法案だと思つたのでありますが、これでも文部大臣は、いやそんなことはない、これは正しい法律だとお考えになるか、まずこの御意見を聞きたいのであります。

○大連國務大臣　私は輿論と申します

か、その点はどうもかくといいたしまし
て、この法律はぜひ必要な法律である
と思つております。今お話になりまし
たように、ずいぶん反対はにぎやかに
行われております。私は日教組の宣伝

力の偉大なのは、今さら感服しておる。確かに今お話のように、大学の先生とかそういう方面でもずいぶん反対をしておられます。しかし私がいつもふしぎに思いますことは、大学の先生というよりな人であれば、法律家は

よく謙んでおられるかと思つと、必ずしもそうではない。やはり日教組の言うのをそのまま真に受けておられると思われる。というのは、私のところへやはりある大学の先生方が、二人ばかり代表となつて決議文を持つてお見えになりました。やはりそれに参加しておられる先生方は、数千人であるとかかういふことでありました。この決議文を持つて来られたときにいろいろ話し合いました。その代表で見た二人の先生のうちの一の先生が、翌日私の

ところ、手紙をよこして、お話を聞いてよくわかりました。お話のごとくならば、私たちは非常に悪い悪いをしておりました。ついでには適当な時間を指定

していただければなおよくひとつ大臣の話を伺いたい、こういう手紙を私のところに寄せられた。これは代表で来られた大学の教授の方であります。でありますから、世論は世論として

十分尊重しなければなりません。しかし大学の先生の方まで、日教組の宣伝に乗つてその通りに思い込んでおられる方も相当あるということが、このときには実は初めてわかつたのであります。

○前田(榮)委員　東大のこの反対の声

明あるいは慶応大学の連中は日教組は何も関係ないが、これらの先生方は、たちまち自分の身に降りかかる近接した問題でもないと思つておるけれども、今の日本の教育あるいは国民の

こうした重大な権利義務の關係については、將來を考えたときに、これに反してせざるを得ないという純情な立場で言われておることに気がつかない。文部大臣にいくら問答しても無用かもしれないけれども、まことに困つた話だ

と私に思つておるのであります。この問題については、そういう無感覺であるならばそれ以上は申し上げませんが、私は本会議のときにも申し上げたけれども答弁がきわめて不十分でありますから、関連してお聞きしておきます。

憲法の十一条、十二条には、国民は自由と権利を守るために努力を払わなければならないと規定されておる。十二条の公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うという点と、十五条の

公務員は全体の奉仕者であるというのは、但書などで本文ではないのであります。すなわちこの権利をいかなる手段をもつても守るように努力して行

かなければならぬというのが憲法の建前であります。ただ公共の福祉に反する場合においてだけ、その制限が加えられてゐる。そのほかにおいては、それは当然やらなければならぬことに

なるのであります。そういう方面の努力をいかにして払つて来たかといふことを文部大臣にお尋ねしたいのであります。ただその問題についての論議を質疑応答の中で聞いておりますと、やはり文部大臣は文部大臣なりのお考えでお茶を濁されておるようであります。

が、こういう点についてまず私がお聞き申上げたいのは、ここでもたびく論議になりましたが、教育公務員特例法の一部改正案の関係で、人事院規則の例によるという問題にまたもどるわ

けであります。人事院規則の例によるのと地方公務員法によるのでは、人事院規則の権利制限の規定が少し範囲が広いことだけはお認めになると思いますが、間違いありませんか。

○大澤国務大臣　その通りです。

○前田(幹)委員　そうだとしますと、今度の法律案というものは権利の制限を拡大したとわれ／＼は見なければならぬのであります。その拡大すること、は、國家公務員と同列に置く必要がある、それは教育というものが國家全体に及ぼすからというお話であります、しかし教育そのものが全体の立場でありまして、現在までの地方公務員の取扱ひによつて制限をしておつたことにいかなる弊害があつたか。そこを全体の教育にいかなる具体的不障害

があつたか、これを明確にしていただ
きたいと思つてあります。

○大達国務大臣　しばく申し上げま
すように、私は現在学校教育において

いわゆる偏向の教育は行われておる、かような認識を持つておるわけであり、ます。この認識の上に立つて、政治行為の制限を国家公務員と同じようにする必要がある。二法案ともに教育の中

立性を維持するための法案であります。一つは教員自身が政治にあまり深入りをしないようにして、その見地からその担当する公務である教育があまり片寄らないようにしたい、それが一つ。それから外からいらないことを言つてけしめなければならない、あるから、それをやめてもらう、これが二つ。この二つによつて教育の中立を維持したい、こういうことであります。

○前田(榮)委員 そういうあなたの言われることはたゞ／＼聞いておるのだから、それを聞くのではないのであつて、それが具体的に日本の現在の教育に、どことどういふところに弊害が出て来ておるか、これを示してもらいたい。

○大達國務大臣 偏向の教育が認められるという事は事例をもつて資料として差上げてあります。また偏向の教育を奨励教唆する場合もあるといふことは、席上しばしば日教組の資料について申し上げた通りであります。

○前田(榮)委員 実際にはそれは国家公務員の制限にしようが地方公務員の立場であるが、それは同一な関係ではないかと思ふのですが、これはどういふわけで違つておるかといふことを明確にしたいと思ふのです。

○大達國務大臣 先ほどからしばしば申し上げますように、教育そのものの特殊性からして特例を設けるわけでありませう。

おつしやつたのであります。はたして行政にはそういうものがないという考へでやられたか。それに關連して、これは文部省の行政である緒方局長に聞いておきたいことは、緒方局長は行政官として文部行政を実際にやつておられる、そのやつておられるのが、中立性なしに行政を行つておると考へて行政をやつておられるか、この点も明確にしたいと思ふ。

○大達國務大臣 これは昨日でありましたか山崎委員から、教育の中立といふことと教育行政の中立といふことを混同したお話がありました。これを、ここにいう中立とは教育に關する中立をさしておるのである、こういうことを申し上げたつもりであります。

○緒方政府委員 私はまつたく政治的に中立な立場で仕事をしております。○前田(榮)委員 どうも言を左右にされることは非常に遺憾だと思ふのです。労働委員会と合同審査のときに、これは非獨君の質問、大西君の質問の中にも明確に言われておるのです。政治である場合に關しては、その政治の政策が行政に浸透するのは當然だ、従つて行政に中立性といふものが片寄つたところがあることは當然とおつしやつたのであります。私は山崎君への答弁をしようといふ御答弁をなさつたか知りませんが、どうもそういう点は納得行かないのであります。そうすると、労働委員会と合同審査で言われたことは間違ひであつて、行政も中立性を守つて行動しなければならぬと考へておる、とかように言われるのであります。

○大達國務大臣 一般の行政は法令の定めるところによつて行われなければならぬのであります。従つてこの場合は、法令を曲げて、特に一党一派に偏したようなことをすることは許されないのであります。しかし教育の中立性といふ意味における中立性といふものは、行政の場合とはおのずから違ふ、こういうことを申し上げたのであります。

○前田(榮)委員 もちろん話は教育行政に關連するものでありまして、いかなる政党内閣であろうが、政党内閣が行われようが、教育の中立性はわれ／＼も理解ができるのであります。それから同時に、行政上においても中立性はなければならぬと思ふのであります。ただ政党内閣であるから、その政党内閣の政策といふものには中立性を求めることは無理だと思ふのであります。私はそういうことを考へておるのに、ふしぎにも労働委員会での答弁が、政党内閣である限りは、教育行政についても中立性が片寄るのもやむを得ない、いやないかといふことであつたから、私は繰返して聞くのであります。それが繰返して聞くのであります。これは私の見解と同様と見ていいと思ふので、これはこれ以上繰返しません。

従つて中立性の問題になるのであります。この中立性については、山口県の日記帳が第一トツプの大きい偏向事例としてあげられておるのではありませんか。この山口県の日記帳の中の欄外記事については、この前本委員会の報告の中でも申し上げた通りに、われわれは全部が偏向なしといふことは言つておられないのであります。ただ実際に

山口県下の教育に偏向教育としていかなる教育が行われておるかといふことについては、実害を与えておる点がきつて少い、こういうことを報告し、その点は自由党の諸君も量においては差はあるかもしれませんが、認められておるのであります。そういうのにかかわらず、何ゆゑに追討をやるようにこの法律案を出して来たか。それから山口県でこうした問題を出されて以後において、この偏向教育の傾向が一層増大しつゝあるとお考えになつておるのかどうか。それならばまたこの法律の必要を感じておるといふことも言われるのであります。それから見ますと、それはただ単に自覚によるばかりではございませんけれども、周囲の環境やPTAや教育委員会の働き等も総合されて、こういうような偏向教育といふものは、ますます教職員自体も責任を感じて、より方向に向いつたといふことを私は認めておるのであります。文部大臣はそれが認められぬから、こういう法律が必要だとお考えになつておるか、この点をお聞かせ願ひたい。

○大達國務大臣 この法律案は必ずしも山口県の日記といふものだけで提出されておるといふわけではありませんが、しかし山口県の場合におきまして、さういふ教材としてこれが使われたことと自身が偏向の教育が行われた、こういうふうなことは思つておられます。この害がどの程度であつたか、これはわかりません。幸いに調査においでになつた委員の方々の御報告によれば、非常に実害としては少く、済んだといふ報告でありますから、これは非常にけつこうであつたと思ふので

あります。ただ一万部出したのが、六、七千部回収し得た、だから実害は少いといふ御報告でありましたが、これはかつてでありましたが、私どもは少いとは思ひつゝであります。三千人以上の児童が偏向教育を受けたその事実は、私は驚愕すべからざる事件であると思ひます。これは実害が少いとか何とかいふ問題ではない。とにかく大切なかけがえのない子供でありますから、それにさういふ偏向教育が、三千はあつかうでも五百でも行われるといふことは、私はこれは簡単に片づける問題ではない、かように考へております。しかのみならずこの山口県の日記につきましても、山口県の県教組並びに日教組は、これを偏向と認めておらないのです。そうしてその後におきましても、これらの教職員組合の指令によつて見ると、これを何ら悪いことと思はないで、当然なこととしてこれをすす／＼推し進めるといふ態度をとつておるのであります。でありますから、これは必ずしも山口県だけではございませぬけれども、そういう風潮が今日わが國の教育界にある限りは、やはりこれを放置することができない問題である、かように私は考へておるのであります。

○前田(榮)委員 非常に文部大臣は実情を曲解されておると私は思ふ。山口県の県教組の連中は、進んでさういふ偏向教育を推し進めておるよに言われておるのであります。さういふ形跡が、また実績の上においてどこにあるか。この山口県の日記は、昨年の八月の夏期休暇のときに出し、しかも県教組は年に三回に分類し、さういふ日記帳を出しておるのであります。さうし

てその前の分とその八月の分と、それから冬に出した分と、それからずっと前からの編纂しているものを見ますと、昨年の八月の分が、われ／＼がもし偏向だと見るなら最高潮である。その前後のものについては、ここにもやんとそのものがありますが、この中を読んでもらなさい、この中に一言一句でもそういうものがあつたら私はお目にかけますが、そういうものはないのです。そういうことは、實質的にこの偏向教育というものが、あなた方が御心配になるほどのものでないということを証明している。それを日本の文教をあずかる文部大臣が、こういうところに目が届かぬというところに、今日の悲劇があると私は思う。これはそういう感覚で見ますから、山口県だけが問題じゃないとおつしやる。ところが山口県が最も重要な問題に取上げられたことは、たび／＼のあなたの引例によつて明らかであります。ましてや全体においては、私はそう大した問題じゃないと思ふのであります。しかし大した問題でないから、少しであるからそれはよろしいと私は言うのじやない。たとい少しでも、ただの一人でも、そういう被害を受ける者があつたら防がなければならぬことは当然であります。この法律の力で押えようとするところに一つの錯覚があり、そういうことは逆に悪い結果になるということとをわれ／＼は心配するのである。従つてこういう正しい実例を持たないで——これは九月から十二月の山口県の小学生日記であります。こういうものをちやんとお調べになつたのかどうか、その点を明確に御答弁を願いたいと思ひます。

○大藏國務大臣　日教組の機關新聞である教育新聞というのが御承知の通りあります。これによりますと、山口県教組の日記回収拒否闘争ということを報道しております。(「そういう文句だけ引いては困る」と呼ぶ者あり)文向だけじゃない。はつきり言うてくれと言うから申し上げます。教育委員会が平和日記弾圧、山口県教組反対闘争という見出しで、「県教組は指令三号を發して、教委の回収措置を拒否するよう全組合員に訴へ、平和教育をさらに推進する方針で闘いを進めている。それから世界教員會議における日本代表團の發言の中にも、「最近ある地域で、國際理解の教育について、子供のワーク・ブックの中でアメリカとソ連、中國を公正に取扱つた内容が、保守勢力によつて非難され、回収を命ぜられるという問題が起つている。これは山口県の問題であります。だから、少くともあなたもこの山口県の日教組は偏向であるとお認めになつてゐるのであるが、日教組はさようには思つておらぬのであります。それからまだそのほかにもあります。たとえば山口県教組の日記回収に対する態度というのもあります。これはお耳ざわりであるかもしれませんが、それじゃありませんか、いろいろな資料は幾らもあります。もし何ならここで全部読み上げてあげようです。

○辻委員長　前田君、残り時間は十五分でありますから……。

○前田(榮)委員　県教組がこれを偏向と認めておらないという点は、山口県の日記帳の前後の關係等を考へてのことなんです。ただわれ／＼は率直にそのときだけの具体的事象に基く／＼と偏向

だと思ふが、しかし山口県教組は、前の傾向とそれから昨年の夏の傾向というようなものを総合しての考へであつたことを、私は現地で聞いているのであつて、そういうこと等が問題じやないと思う。問題は実際に学生児童にいかなる影響を与えたか、偏向の影響を与えたか、こういうことであつて、何と言おうとかんと言おうが、そういうことじやないと思う。しかもそれを教材としてあなたは使つたと言っているのであるが、現地では使つたと言つておらないのであります。それは使おうとしたかも知れませんが、現地のこれを使つたという山口県の教育委員会でさえ、教材として使つておらないと言つてゐるのです。使おうといひしたけれども、いろ／＼なことでめさしたといふことなんですが、実際に弊害を与えてゐるということをおあなたがあくまでもがんばられる点が私はふしぎなのであります。その前後の実物によつてどうしても判断はできないとおつしやるのかどうか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大澤国務大臣　弊害が起る起らぬといふことで、弊害が起つていなければそれでいいじやないか、こういうことを言われませんが、教育というものは当然に児童に影響を与えるものであります。そしてそういう教育は行われてはならぬ。弊害が起らなければ行われてもかまわぬじやないか、その弊害が起つたという証拠はどうだ、こう言われませんが、教育というものは児童というものには児童に当然影響を与えるもの、私は考へる。だからして具体的に児童に悪い影響を与えたということを見定めたあとでなければ、それに対して措

置を講ずるのは行き過ぎである、こういうふうにお考えになることは、私どもとは意見が違います。

○前田(藥)委員 私に弊害があつてもよろしいとは決して申し上げておらないのであります。それは教職員の自覚、責任において、これがもし偏向だとするならば、偏向は是正される。なお教育委員会もあり、PTAもあり、それから一般市民も監視しておるのであります。つまりこういう思想的な行動は、多くの委員が述べられたように、法律に基いてやるべきものではないのであつて、それがたちまち目の前に見えて、たとえば子供が被害を受けて毎日泣きの涙で暮しておるやつを、高見の見物で、いつかのときには自覚に基いて何とかなるといふようなことは言われぬ。ところが実際に弊害を与えておらないのだから、すぎがある。そのすきを十分に活用して、そして対社会的な問題として國家、國民、あるいはPTAやすべてのものと相談をする態度で臨むべきものであつて、法律をもつてこれをあなたが型にはめようといふことが、慶応の先生や東大の先生が日教組に扇動されずにこの法律に反対する大い理由なんですよ。そういうことがわからないようではたいへん困るわけです。

そこで討論になりますからこのくらいでやめておきますが、最後にお尋ね申し上げたいのは、特殊部落の教育とかが、あるいは解放教育というようなことがよく教育問題となつて現われるのではありませんが、ただ私が心配するのは、こういう二つの法律案で教員のはたらからつたる元気を喪失せしめて、そして政治的偏向を正すという美名によ

つて元氣のない保守的な思想をだんだん溺漫せしめるということになつたときに、また日本で重要な問題である差別待遇、特殊部落の人に対する態度、こういうものが起りはせぬかと思ふのであります。文部大臣としてはこれに對して何か方策を考えておるか、またこういうことはこれと全然関係がないと考えておるか、この点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○大藏國務大臣 私はこの法律によつて教育にあるわくをはめるのだとか、そういうことは絶対にあり得ないと思う。現状悪い教育を教唆扇動するものをとめる、これだけの話であります。決して何もわくにはめるといふことを積極的にするといふわけじゃない。でありますから、差別待遇の問題がこれによつて起るとか起らぬとかいふことは、まったく見当違いのお話であります。

○前田(榮)委員 私は討論をしようとするものではありませんから、大体この程度でやめておきますが、ただこの問題について文部大臣は教職員の政治活動の制限を行い、中立性を保つために――「何人」もといふことの中には、ただ政治家ばかりではなしに、学校の職員も加わるわけなのであります。あなたは今さつきだれかの質問に對して、学校の先生を縛るのじやない、外からの教唆扇動を縛るのだ、こうおつしやつたのであります。それは外からであるうが、内からであるうが、何であるうが、教唆扇動をする者が法文にあるように教職員を主たる構成員とするところの団體を通じてやつた場合には同じことなのであつて、これはうちの学校の先生であるうが同様だと私は思う。

そういうようなことをただあなたは自分の解釈の都合のいいように都合のいいようにおっしゃるが、これは文部大臣大達茂雄さんがこの提案者であらうが、提案者のいかにかわからず、法律の施行といふものはこの法律の条文によつてやられるのです。そういう結果が、教育の中立性の問題についても非常に偏向な扱いが行われると思うのです。

最後に、私は一例として本会議で例をあげて答弁を求めたのであります。が、それにはあなたのお答えがなかつた、それで私はそれを繰返してお答えを願ひたいのであります。今国会では汚職事件が非常に大きく取上げられております。これは国民も汚職事件を言つておる。新聞に出る汚職事件のメンバーはほとんど自由党なんです。しかも前大臣あるいは現大臣、それからいろいろ議員が四十何名も、昨日かきよの新聞には出ておるようでありまして、そういう人々のはほとんどが自由党です。そういうことになると、学校職員は教育家であると同時に国民であります。国家のこういうような汚職等が行われる政治を、愛国の精神のある者は安閑として見ておるわけにも参りません。そうすると新聞等に出たものを、学校の児童が、先生、汚職事件とはどういふものですか、これはだれがやつたのですか、大臣がやるなどというの

は嘆かわしいことじやないですかと言つたときに、嘆かわしいことだ、今の内閣の大臣なんかなつておらぬ、こう言うことは、正しいことではないかも知れませんが、時の勢いです。

【発言する者多し】
○辻委員長 御静肅に願ひます。

○前田(榮)委員 愛国の熱意のある者は、時の勢いで必ず行くものなんです、その時の勢いの愛国の発露がそのうしたのだと私は思うが、実際はそういう発露の芽をつむぐことに相なると思う。それが随所に出て来ると思う。そういう愛国の熱意の芽をつむぐというところが、将来この法律のなれのはての結果として起つて来ることを、あなた方は予想しないのかどうか、そういうところが正しいと思つておるのかどうか、この点をお聞きいたしまして、私は質問を終ることにいたします。

○大達國務大臣 子供から質問を受けて、汚職事件が起るようなことはきわめてけしからぬことだと、いくら大きな声をして教えてもさしつかえありません。

○前田(榮)委員 ただそれだけの問題ではない、今の吉田内閣は自由党から大臣が出ておる、自由党は不都合だ、こういうところまで言つたときにはどうなるか。

○大達國務大臣 自由党は不都合だ、だから自由党のような政党はいけな

い、これはいけません。大体自由党は全部汚職を政策に掲げておるわけじやない、そういうでたらめなことを言つて、そして子供に自由党はいけなということを頭にしみ込ませようというなら、これは明瞭にいけない。

○辻委員長 もう三分であります。

○前田(榮)委員 私はそれが正しいと言つておるのじやないのですけれど、愛国の熱意のある者は、勢いその線まで必ず行く、その愛国の熱意の芽をつむぐことになるからいけないのじやないか、こう言うのです。

○大達國務大臣 愛国の熱意があれば必ずそうなるなどということは私は思いません。そんな出はうだいなことは言うべきものではありません。

○辻委員長 小林信一君。

【発言する者あり】
○辻委員長 委員外の発言はお差控えを願ひます。御静肅に願ひます。発言をお許ししてあります。

○小林(信)委員 最近制限することは政府もすべきでありまして、委員長も大分それにかぶれたようであります。一時間しか許されぬのでありますから、こういう重大な法案が審議においてすでに制限せられることはまことに遺憾でございまして、その結果を考慮しますときに、まことに憂慮すべきものがあるでございします。

私はまず最初に、本会議の席上で緒方副総理に尋ねたことが納得が行かないので、もう一度ここで本来ならば副総理に聞きたいのですが、大臣からお聞きすれば、同じ關係でございしますからいいと思うのでお尋ねいたします。

日本を再び官僚的行政機構にしてはならない、また中央集権にしてはならない、それには教育者に公民としてのあらゆる権利を与えねばならないというアメリカの教育使節団の言葉を私は借りまして、これに対してどうお考えになりますかとお尋ねしましたら、副総理の言うことには、あなたは非常にアメリカ人の言うことを金科玉条のように考へておるけれども、政府はそうではない、こういうふうには私はアメリカ一辺倒の評価を受けたわけではございまして、まことに私うれしく思つておるのでもございしますが、しかしこれは非常に私としては納得できないのであります。この言葉はやはり大臣も副総理と

同じようにお考えになりますかどうか、お尋ねいたします。

○大達國務大臣 私は副総理の言われたことと同感であります。

○小林(信)委員 そうすると教育者に公民としてのあらゆる権利を与えるというところは好ましくない、こういうようにお考えになつておるわけですか。

○大達國務大臣 あらゆる権利ということは、きわめて難題でわかりませぬ。それへの必要に応じて権利を与えることもあるし、また権利を制限しなければならぬ場合もありましよう。

○小林(信)委員 これは何もいまさらわれくが聞く言葉でなくて、当時日本の教育制度に対して、重大な発言であつたわけなんです。日本政府として、一応政治というものを考える人はおそろしく慎重に考へて、今のような大臣の軽率な御答弁があるということは、まことに私はおかしいと思うのですが、やはりこれはおかしいと思はうに民主主義の国をつくる点からして、また過去の日本というものを反省してかかつて場合には、私はこのアメリカの使節団の言葉というものは、たといアメリカ人の言葉であらうがなからうが、これは私はどうしても教育の根底に置かなければならぬことだと思ふのです。それをやはり体して教育基本法というものがあつておるのです。が、あなたはそういうふうにお考えになりますか。

○大達國務大臣 私が申し上げておるは、その規程団の結論というものは、はつきりわからない、あらゆる権利を与えなければならぬという意味がもう少しよく聞いてみないとわからぬのであります。

○小林(信)委員 私はまじめに質問しているのですから、大臣もなるべくこういう場合にまじめに御答弁願ひたいと思ふのですが、いまさらアメリカの使節団の言葉を検討しなければならぬ、これはやはり文部大臣であることは、これはやはり国民からその信を疑われるのじやないかと思ふ。大臣としては十分御承知の上で、言いくいからそういうふうな言葉をこまかに私はおつておられます。私はやはりこの言葉はアメリカ人の言葉であつてもどうであつても、ことに私は本会の席上何もアメリカ人の言葉を借りる必要はない、日本の民主主義を確立するため、過去を反省したものは個人の尊厳というものを第一にしなければならぬ、そしてそこに真理と平和を追求するところの人間をつくらなければならない、は考へておられますが、従つてその真理を追求する、平和を求めるところの人間というものをつくるに於ては、やはり教育者というものをどういう状態に置かなければいけないのだ、これは私の考えだけでなく、日本人全体が持たなければならぬ日本の新しい建設はできないと考へておられますが、やはり大臣はこの点については、こ

こで解明しようとお考えにならないのですか。

○大達國務大臣 日本は独立したのでありますから、私はアメリカ人が言うたことを一々研究し、検討しなければ日本の教育行政ができないとは思つておられます。それから教育者に対して

いうのは抜いてこのことだけを……。
○大達國務大臣 その言葉だけじゃわからぬ。ところが今おつしやつた内容の教育者をしてできるだけつばな教育者にするために、国家があらゆる方法を講ずることは当然であります。これはあたりまえのことであります。

○小林(信)委員 しかし日本の教育の根本のものは、かつての不当な権力に支配されたときのように政治的な力によつて教育内容がえられたりすることとは、非常にいけないということは大臣も肯定されると思うのです。そういう場合にやはり教員というものに、あらゆる公民としての自由、権利というものを与えて行くところに——そういう民主主義の一番大事なもの、これを敢行するところの勇氣なんです、そういうものはやはり教育者に持たせて、初めて勇氣のある実行力のある人間というものがつくられて行くのじゃないか、だから私たちはできるだけそういうふうなものを与えて行かなければいけない、もちろん教育基本法に示すように、でたらめな自由というものは与えるのじやない、そこには国家権力でもつて正しく規定する現実の制度というものがあつて、その範囲内において、できるだけ教育する者に公民としての権利を与えなければならぬ、これは、私はうなづけることだと思ふのですが、その点についてはやはり大臣は今の御答弁を続けられると思うので、これは私は以上をもつて終ります。

その次にお伺いしたいのは、この委員会、この二つの法案を審議する場合に、教育基本法がやはり問題の根底

になりまして、審議が続けられるのでございまして、しかしおにも第八條の一項二項について論議されます。しかしやはりこの教育基本法の全面的な考えというものは私は必要じゃないかという点で、ここに教育基本法の一つ二つをとつて、この法律が妥当であるかどうかというところをお尋ねいたしますが、まず第二條の教育の方針を規定したものがございまして「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されるべきである。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」これが教育方針でございますが、私はこの教育方針から考えても、この二つの法案が生れることは、この基本的な精神というものを無視するような形になりはしないか、こういうふうに懸念するものであります。と申しますのは、まず最初のあらゆる機会、あらゆる場所においてその目的を達しなればならぬ。これは従来の法律にあつたかどうかかわかりませんが、先生たちというのは常に實際の問題をとらえるという意味からして、その機会というものを考えたわけですから、そういうあらゆる場所において教育するということも、根本的な考えとして持つたわけでございますが、特に今回教育基本法がこれを取上げたというところは、日本の教育の将来に対して非常に重大であるからだと私は考えるのでございます。その教育の具体性、社会性を重視しているこの点を教師が認識するならば、教師は常に社会の具体的な現実の問題に鋭く批判を

し、深く検討をしなければならぬ。そうしてこれらに對しましては、教育する場合にほつきかりした意思に基いて教育しなければならぬ。もちろんその帰着するところは、ただいまの法文にありまうように「文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」これが帰着するところでございますが、その際に最も私の問題にしたいのは、「学問の自由を尊重し」という言葉があるのでございます。この「学問の自由を尊重し」というのは、政治だとかあるいは社会が学問の自由を尊重するというのはなく、この条文から言ふならば、教師自身が学問の自由を尊重しなければならぬ、こういう意味だと思ふのでございまして、これに對しましてどのように教師がこの言葉を体しておらなければならぬか、これを大臣にお伺いいたします。

○大達國務大臣 学問の自由を尊重しなければならぬ、教師がその氣持を持つていなければならぬ、これは當然のことです。

○小林(信)委員 私の説明が悪かつたと思うのですが、前に述べてあるところの、あらゆる機会にあらゆる場所において、この教育の方針の最も根底をなすものを最も忠実に履行しようとする場合には、私は教師自身が学問の自由を尊重しなければならぬ、その尊重の仕方というものは、自分がこうと思つたものが、何か権力によつてつまらない批判を受けやしないかというようなことにはいささかも侵されることがなく、あくまでも自分の信ずるところを貫くという、そういうものが必要だといふことを持つておると思うのです。従ひまして自分の信ずるものを貫こう

とするのは、そこに十分責任を果すだけの用意がなければならぬ。従つて物事を考える場合に、検討する、あるいは研究する、批判する、あるいは教える方法を考慮するといふようなことについて慎重を期さなければならぬわけですが、そういうことが生れて来る大事な言葉であつて、やはり自分が何ものにも侵されぬ、支配されぬ、自分の信ずるものを貫くという、その学問の自由というものを教師自身が考えて行かなければいけない、こういう精神だと思ふのであります。もう一度大臣のお考えをお聞かせいたします。

○小林(信)委員 その通りと、前のおつしやつたところとは大分私違ふように思ひます。そうすればこういふ言葉に對してそういう解釈を大臣が持つた場合には、文教政策を行うもの、つまり文部省とかあるいは国会とかいふようなものは、これに對してはどういう態度をとつておればよいのか、どういふことをすればよいのか、大事な点であると思ひますので伺ひます。

○大達國務大臣 学問の自由という言葉は、学問自身の自由ということとは考えられないから、学問研究の自由と思ひます。学問研究の自由を妨げるようなことがあつてはならぬと思ひます。

○小林(信)委員 外部的に今まで一般に言ひふらされておるこの学問の自由という問題と、教育基本法に定められておる教師自身が学問の自由を尊重しなければならぬといふこととでは、大分その立場において考え方が違ふのではないかと思ひます。要するに

教育の自由といふような形にもあるいはなるのではないかと思ひます。従ひまして為政者としては、この教師をいささかも恐怖させたり、脅かしたりしてはいけません。あくまでも守つて行かなければならぬ。この法案提出以來この点は大分大臣の力説されておる点であつて、はたしてこれがこの法案の意圖と一致しておるかどうかわかりませんが、おつしやることは了解いたしました。あくまでも教える者が阻害されること、そのものを排除することが政治的な監視をするとか、あるいはこれを逸脱した者は刑罰に処するといふようなことは、今大臣が申されましたような保護をするとかこれを防衛するといふことになるかどうか。

○大達國務大臣 政府の権力あるいは法律の力によつて、学問の自由を脅かしたことを軽んじたりすべきものではないと思ひます。

○小林(信)委員 この教育方針に示してあるところから見れば、先ほど前田委員のおつしやつたような、ああいう具体的な事例をどん／＼取扱つて行つて、そうして強い公民をつくらなければならぬことになりまして、そういう場合に、先生はあらゆる事象に對して自分がこれを追究し、究明して、これを教材として扱わなければならぬといふとき、これを扱つたら、おれのと

ころの村長さんは自由だから、あるいは社会党なんだからというやうなことで遠慮するといふやうなことがあつてはいけません。そこにその教師がこの言葉をしつかり持つておられますれば、そういうものに屈することなく、自分の考へている通りにこれをやつて行

いろいろな御説明になつたのですが、もちろん教師もこの精神を体さなければならぬのでありますが、しかし学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ふということは、これは教育の方針として書いてあるものでありますから、学問の自由を尊重するような教育を行ふ、それから實際生活に即した教育を行ふ、あるいは自発的精神を養ふような教育を行ふ、こういうふうにも、読まなければならぬかと思ひます。そこで学問の自由を尊重しというところ、教員自身が教育の上に自分の信念を貫くことが必要だ、というところを言われたけれども、しかしこの点に問題があると思つたので、たゞその先生が共産主義者であつて、そして信念として共産党に非常な熱心な先生であつたという場合は——これは共産党と言つて悪ければはかの政教でもいいですが、そういう場合に、自分の信念だから共産主義という主義を研究して、学問の自由を尊重するという立場から、その信念を貫いてこれを子供に教えるのが、基本法の二条にいうところの教育の目的、精神である、こういうふうに私は思つておらぬのです。子供に学問の自由を尊重するような教育を、子供をそういうふうになつて上げなければならぬ。それにはむしろ先生自身が学問の尊重というところについての信念もなければなりません。しかしそれは教育の面において自分の信ずるところであればそれを貫いて必ず子供に教へ込まなければいかぬ、こういうふうには読むことはきわめて危険であります。その点だけを申し添えて、あとはあなたのおつしやる通りであると思ひます。

○小林(信)委員 大臣はすぐその曲解するのですが、中にはまじめな代議士もいるのです。私はやはり大臣と同じ見解を持つてゐる。しかし今信念の問題を言つたのですが、もし大臣の信念を見解をもつて臨んだら、それは信念という教育がなくなつてしまふ。おれは共産党かもしれない、おれは自由党かもしれない、自分の信念をうつつかり貫く、これは一辺倒の教育になるかも知れない、そんな信念があるか。やはり自分の責任を考えたり、自分の使命というものを考えたりした上で考える信念なんです。大臣の今のようなお言葉もつて先生が考えたら、日本の国の教育といふものは骨抜きになる。おれは共産党かもしれない、おれは社会党かもしれない、そういう傾向を持つておるかもしれぬから、うかつ／＼おれの信念を貫くとおぼないで、そんなことになつたらたいへんです。自分が一応判断して、おれはそういう一辺倒の態度を持つておらぬ、おれは共産党であるかも知れないが、教える場合にはそうじやない、その信念の上に立つてやらなければ教育はできないわけですから、それから学問の自由の問題でも、やはり子供に教えることが大事だからこそ、先生自身が学問の自由というものを持たなければならぬ。そこには教育の自由といふものがなければならぬといふこととお伺ひしたのです。とにかく最後の問題で私は賛成していただいたのですが、そういうふうな仕事をしなければならぬ者に対して、こういう刑罰があるといふことはどうですか、私はその点が大変とは反対ですが、いささかも大臣は心配がないと言つて申すか。

○大達國務大臣 これは繰返して申し上げますように、先生がどういふ主義を持つておるからこれを処罰するとか、そういう規定では全然ないのです。これは先ほど治安維持法なんかと一緒にくたされて、あたかも先生の特定の思想を弾圧し、またそういう考え方を持つてゐる先生を対象として刑罰をもつて臨む、こういうふうな非常に誤解されておるようでありまして、これは明瞭に誤解であります。先生を対象としてはおらぬのであります。先生に対しては外からいふことを言うものをやめてもらふ、こういう規定であります。その意味においてはむしろ先生の学問の自由といふことが、少くとも学問研究を側からまぜくり返すようなことをやめてもらふ、こういうことであつて、先生自身の学問研究の自由を妨げるとか、特定の信念、考えを持つた先生を処罰するとかいふ規定ではない。その先生が共産党であつても、この規定は何ら関知するところではありません。これは規定をごらんになればよくわかることであつて、この規定の方こそ、むしろ先生の学問の自由を尊重することに成る。側からいふ／＼迷わすようなことを言わないようにしてもらひたい、こういうことにすぎないのであります。

○小林(信)委員 その私には納得できないのですが、それでは具体的な問題として、今のような汚職問題を取扱つたとして、偶然子供が調べて、自由党といふ政党は実に悪い政党だ、自由党と言ふと語弊がありますが、何々政党は非常に悪い政党だといふふうな結論を子供が持つたといふ。そうして家へ帰つて生徒が、きよう先生と汚職の問題を勉強したけれども、お父さん何々政党は悪い政党ですね、こう言つた。これがはからずも取上げられて、あの教師は非常に偏向教育をやつてゐるというふうになつた場合は、これは問題ないのですか。

○大達國務大臣 これはこの法律案の問題と、それから基本法八条の問題とがごんがらつておられますから、そういう簡単な事例について。

○小林(信)委員 簡単にやない。これは事実です。こういう問題についての法律案なんです。

○大達國務大臣 私が申し上げるのは、とにかく先生は自分の信念に基いた教育をするのがあたりまえで、それでこそ教育といふものが真価を發揮するのだといふことは、私は同感です。あなたが言われるのに同感です。但し、その場合に少くとも自分の教える教育が、基本法の八条に抵触するからいけないといふ点だけは考へてもらわなければならぬ。これはひよつとしたら基本法の八条に抵触するかも知れない、そこでよく／＼するといふことでありますれば、教員として教職に立つ限りにおいては、これは基本法の問題でありますから、基本法の八条に抵触する教育なりやいなや、それに對する判断は、最小限度において教員に對して要求せられてゐるのであります。これが判断がつかぬから縮まつてしまふといふことは、これは教職員としては言えないことであります。私は少くとも自分のする教育が、教育基本法の八条に抵触するものか、その程度の判断は最小限度教職員に對して要求せられてゐると思ひます。

○小林(信)委員 だん／＼混乱して来るようですが、今の具体的な問題について御回答がないのですけれども、教育基本法の八条は、これに抵触した場合は当然社会から批判を受け、先生はもちろんその学校にいたたまれなくなる場合もあるし、教育委員会等によつて、どうかの学校にもありましたように、現行法においても懲戒免職があるのであります。だからこれはやはり先生だつて考へるのです。従つてその程度でよくのが私はあたりまえだと思ひますが、ここに今度は、大臣は教唆、扇動のみを取扱ふと言つけれども、特例法の方で人事院規則を適用されて、そうしてまた罰則があるといふような点から考へれば、やはり教育基本法八条の問題とこれに對する社会的な批判、あるいは教育委員会の処罰といふふうなものばかりでなく、なおよいいな恐怖というものがあると思つたのですが、大臣はないと言つたならば、次に移ります。

もう一つ教育方針の中で大臣に考へ願ひたいのは、「自他の敬愛と協力によつて」といふ言葉があるのです。これも大臣に考へていただかなければならぬ点だと思つたのです。もちろん学習する結論というふうなものは、今の先生たちは決して規則というのか、こうですよというふうなことはいいません。先ほど大臣のお話を聞いてゐると、そういうことをするようですが、そんなことはいい。それでは自発活動にはないわけですから……従つてそこにはみずからの学習意欲を盛り上げて行くことと、そして大事なこととは、教師と児童、児童と児童との相互的な研究といふようなものが、ただ成果をあげるという点だけでなくて、社会生活として大事の一つの学習なんですから、それをやるわけです。そういう場

合に一番大事なことは、お互い信頼し合うことです。これはやはり重視しなければならぬと思うのです。そこで私は、そういうことを教育基本法が要求する場合に、こういう教育行政を行うところの国の政治も、信頼を教師にも児童にも持たせなければいけないと思うのです。ところがこの教育法は教師を罪人扱いする。これは教師に対して、信頼して、そして教師に信念を持たせるといふような行き方ではなくて、何か力でもつて拘束して、そして教師をある考えに置くというふうな、基本法の精神に非常にもとるようなことになると思うのです。私一番極端な例をあげれば、先日公聴会のときに議院新聞の論説委員の方が言われた。大臣がその論説委員と話をされたときに、日教組というのは実に共産党の巣窟だ、宇治山田の大会のときには、入口にスターリンの像が掲げられた、それから日教組の本部に毛沢東とスターリンの写真が掲げられて、そしてこれを朝夕礼拝しておる、これをもつて日教組とおるものは共産党の巣窟でなくて何である、というふうな話をされたということ、大臣のそばで議院新聞の論説委員が言われたのですが、これは非常なうそだということをおもひもたずで聞いたのです。そういう教員がつくつておる団体のありもしないことをあるように大臣が言うのは、教育基本法のお互いに信頼し合う、信をもつて教育の基本となすというところをこわすことにならぬわけです。そういう精神からつくられる法律は実にあふないと思ひますが、大臣のこれに対する御答弁を願ひます。

○大連閣務大臣 これはこの前労働委員

員会との連合審査のときに私は一応弁明したように思ひます。小林委員そのときおられましたか。

○小林(信)委員 私はそのとき……

ひとつ御親切にやつて下さい。

○大連閣務大臣 あれは議院新聞の何とかいう人がそういうことを言ひましたが、あの人の言うことはそのままほんとうではありません。

【発言する者多し】

○辻委員 長 お静かに願ひます。

○大連閣務大臣 あの節にどなたの質問だつたかお忘れしましたが、返事をしたことは、日教組の宇治山田の大会にスターリンの肖像を掲げ、そして中共の要人のメッセージを読み上げたということをお聞きしました。しかしこれは私にはうそともほんとうともわからない。そこで日教組の諸君が私のところに面会に見えたときに、その話をしてほんとうかと聞いたのです。そんな調子でつたという話じゃないかと聞いた。それはほんとうでもないうそだと言われたから、そうだろうと私も思う、そういうことを言うたのです。それで日教組の事務室に写真が掲げられてあるということ、絶対に話をしたことはありませぬ。その後小林武君がどこの新聞の論壇に、文部大臣は日教組の本部の事務室にスターリンの写真が掲げられてあるというふうなことを言つた、とんでもないことを言ひふらす人である、こういうことを書かれた。この記事を私は読みましたけれども、私は小林君にそういうことを言つた覚えはありません。宇治山田でそういう話を聞いたがほんとうかというところを聞いたのです。うそだと言ひからうと聞いたら、私もそう思つていた、こう言つただけの

話です。どういふ間違ひか、それがいろいろに言ひふらされておるのであります。だからこれをもとにして、私が日教組にあらぬ虚構の宣伝をして、そしてその頭でこの法律をつくり出したというふうなうそにだん／＼と論議を發展されました。そこはものとところが違つておるのですから、その辺は誤解のないようにしていただき

○小林(信)委員 それは結局大臣の不徳のいたすことになるわけでしょうが、この委員会におきましても、大臣の言葉を聞いておれば、うそ八百だとか、とんでもないでたらめだとか——とにかくもう少し人を信頼するような態度というものが、やはり教育の基本になることだと思ひます。そういうところからこういう法律が出て来るといふふうに解釈されるわけなんです。

要するに私は教育基本法の第二条から考へて、教育方針をあの通りに要望するといふ点からしても、こういう法律ができるというところは非常に具体的にしたものだおとしやるけれども、とんでもないことで、やはり第二条を考えた場合にはやつてならないことだと思ひます。

私はその次に第六条の問題でお尋ねいたします。これは学校教育という項目であつてありますが、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」と書いてあります。そこで順次お伺ひして参りますが、基本的なものでありますので、やはり法文の意味についてお互いに見解が違つておるようなところがあると思ひます。まずその全体の奉仕者であるという言葉です。大臣がこの法案を提出するにあたりまして、地方公務員である教員も国家公務員並に取扱うといふことは何らさつかない、それは全体の奉仕者だといふようなことをきくおとしやるのですが、やはりこの言葉からそれが適用されておるのですか、お伺ひいたします。

○大連閣務大臣 これは必ずしも法律に規定がどうあるとかどうあるとかいうことでなしに、義務教育というものは憲法に基礎を置いておるものでありますから、かりにこの基本法の規定があつてもなくても当然にそういうものである、こう思つております。しかしこの基本法におきましてもやはり「全体の奉仕者であつて」云々とあり、さらに十条に行くと「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負つて行われるべきものである。」というふうに書いてあります。でありますから明らかに教育というものはある一地域の全部の人に対しての奉仕ではなくして、国民全体に対する奉仕として行われるべきものである、私はこういうふうに解釈いたします。

○辻委員 小林君、あなたの残り時間は十四分でございますから……、どうかひとつ……。

○小林(信)委員 制限法をつくるのだから、こういう制限時間を制限することに非常に意味がある。だからこれは委員長も大いにやりなさい。

○辻委員 各理事間におきまして円満にお打合せをいたした民主的な時間でございます。

○小林(信)委員 しかしその根底において教育の中立性を保持するかしんないかというところは私は同つておるわけですが、この全体の奉仕者という意味は、これは教育といふことを言つておるのではありません。いわゆるサービスをするといふようなことは、教育そのものが非常に社会性を持つておるものですが、当然のことなんです、勤務という点からいつたら、私はこの言葉を適用することは非常に行き過ぎじゃないかと思ひます。

その次にお伺ひいたしますが、「自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。」というこれにいかにか考へるかによつて、次のこのためには教員の身分が尊重されなければならないといふことに大きく差が出て来ると思ひます。私は教職員に望むところのその「使命を自覚し」といふのは、もつと教員は人命を預かる、人間をつくることかといふことでもつて、より以上の一般公務員と違つた使命を感じなければならない、その任務は遂行できないと思ひます。その努力も八時間労働といふようなことでなく、終始二十四時間労働の気持でなければ、この法文の意味は実現できないと思ひます。そういうふうに解釈して参りますときに、このためには教員の身分が尊重されなければならないという点が、為政者として非常に重大に考へなければならぬ点じゃないかと思ひます。大臣はこの点をどういふふうに御説明になつておるか、お伺ひいたします。

○大連閣務大臣 教育者の身分が尊重

されなければならないことは当然であります。

○小林(信)委員 日本には古来から教師を尊重するという風習が非常に強くあつて、そこに日本の教育は非常にいい影響を受けていると私は思うのです。やはりそういう習慣からこういう言葉が当然できたことなんで、あなた先生として不適格である。つまり退職してもらわなければならない。懲戒免職まで行くのでなくとも、やめてもらわなければならないといわれるようなことは、先生としては最大の恥辱である。こういうような習慣とこういうふうな法文の根拠に立つて、日本にはそういうふうなものが打出されているのじやないかと思うのです。しかし今大臣はそれ以上の、刑法上の罪をもつて罰するというような苛酷なことをしようとするのですが、こういうように従来からやつて来た、日本の教育をなめた上につくり出された教員の身分尊重という美習をこわして、大臣としては何ら悔いしないのですか。

○大達國務大臣 これは特例法の改正についての御意見だろうと思ひますが、特例法によつて政治活動の制限をすることは、何ら教員の身分を輕んじることにはならぬと思ひます。もしはたしてそうであるというならば、教育基本法にいうところの教育というのは、何も公立学校の教育だけじやありません。全部の教育です。国家公務員たる教職員は、すでに国家公務員として政治活動の制限を受けているのであります。これは身分の尊重ということとは関係のないことである。これは何も教員をばかにしてそういうわくをはめるといふ考え方はないのであります。

す。

○小林(信)委員 そういふふうに言へば言えないこともないんですが、しかし尊重ということに対する具体的なことはやはりなされなければならない。それは刑罰で当るといふことでなくして、最大のものが懲戒免職でも、これは教師にとつて最大の恥辱である、家門の不名誉であるくらいに考へて、それに対していろいろの臨むといふことは、教師に対する信頼を政治が失うと同時に、やはりその要求している自分の使命を尊重し、その職責の遂行に努めなければならないという気持ちに対して、今度は法文が要求するようなものでなくとも、つと軽いものができて来るのではないかと、おそれがある。

今さら大臣に申し上げても大臣はお考えにならぬだらうと思ひますので、もう一度その条文の中で、国家公務員と地方公務員の問題について伺うのですが、大臣が本会議でだれかに御答弁なさつたことを私は記憶しているのです。そのときのことを申し上げれば、中小学校の先生で国家公務員になつてゐる者は、まだ一ぺんもわれわれに政治活動の自由が与えられていないことに不満を申し出た者がないと、あのときは非常にいきまいて大臣は御答弁をされたのです。従つて同じ立場にある者であるから、今地方公務員ではあるけれども、一般の義務教育の教職員の政治活動を禁止しても何らさしつかえない、こういう御答弁ですが、ただそれだけでもつて国立の中小学校に勤務する公務員と一般の義務教育に携わる者と同じに大臣は考へておら

れるのかどうか、お伺いをいたします。

○大達國務大臣 特例法の改正については、提案理由によつて本会議で説明したのであります。ただ先ほどのお話は、今までそういう意味の苦情があつたか、あるいはその意味において公立学校の方へまわしてもらいたいというやうな話があつたかどうかという質問があつたから、それに対する答弁をしただけでありまして、提案に至つた理由は提案理由によつて判断をしていただく。一ぺんもそういう人がなかつたからこの法律案をつくるのか、そういう理由だけしかないのかと言われるけれども、これは提案理由ではありません。質問に対して答弁しただけです。どういふわけで提案したかということとは、提案理由によつて判断していただく。

○小林(信)委員 それはどういふ場合であつてもいい。とにかく国立である中小学校に勤務する公務員は、何ら苦情がないんだから、一般の教職員を国家公務員並に取扱つてもさしつかえないんだといふことを、大臣は確かにおつしやつてゐるはずなんです。おそれくその考えはかえておらぬと思ひますが、しかしこつちと与えてない。こつちと与えてゐる。与えてゐるものと、こつちと与えてゐるものと、簡単にそういうこととで理由づけることは無理だと思ひます。それがどうですか。

○大達國務大臣 その点はしばしば御説明を申し上げてゐる通りであります。

○小林(信)委員 そうなれば結局さしつかえないといふことだと思ふのです。が、もしそれがさしつかえがあるといふならば、この法案を撤回されるはずで、それでないといふことになる。何ら矛盾しないようにお考えになるのでしようか。そこに二人子供がいる。片方の子供はあめをなめていない。片方の子供はあめをなめていない。一方の者があめをなめていないのに、何ら苦情を言つておらぬ。だからさしつかえないだらうといふてそのあめをとつたら、泣くかわめくか、何かしましよ。これに対しては大臣はどういふうにお考えになりますか。

○大達國務大臣 あめを食わせると腹がいが悪くなるという場合には、取上げます。

○小林(信)委員 アメリカ人の言葉ですが、教員にあらゆる権利を与えておくことによつて日本の民主主義は確立して行けるんだという原則がある。あめをなめることは、一部のからだをこわしてゐるやうな者にとつては毒だ。それだけをあなたは摘出して、今この法案をもつてそのあめをなめてゐる者から取上げようとしてゐる。その理由が、一方の者がなめていないのに何ら文句を言つていないからいいんだ、こつちとこつちになるわけですよ。今のは非常に詭弁なんです。もう一ぺん御答弁願ひたい。

○大達國務大臣 あなたはまたアメリカのことをおつしやるけれども、アメリカは何も公立学校の先生のことだけを言つたわけじやないのです。

○小林(信)委員 最後に私はお尋ねいたしますが、この法案が施行される場合の問題です。問題はやはり教育委員会にあると思ふのです。大臣はこの教育委員会に対して、この法案が運用される場合に自信を持つておるかどうか

をお伺ひしたいのです。今の地方教育委員会というものは、残念ながら存続できるのかどうかかわからない。これは議会の非常な軽はずみの問題から生まれたものであつて、継続できるかどうかかわからないといふやうな点から、選挙等も非常に不熱心に行われたところがつきましても、暫定的な措置をもつて今日までやつて来ておる。その人たちが、しかし指導主事というやうなものを置くべきであるのに置いていない。教育長もまだ完全に整備されていぬ。大臣は育成強化といふことを口ぐせにおつしやつて来た。私たちが考えれば、何かこういう権利を与えることによつて育成強化するといふやうなものに對して国がもつと經費を出すとか何とかして教育委員会を整備されてゐるのなないのです。今日のやうな状態のときに、教育委員会に一切の運営をまかすことは私も非常に危険だと思ひますが、大臣はこれに對して確信があるかどうか。

もう一つはこの法文によりまして、司直にこれを届け出て、そうして今度はいよく調べる段階に入るわけですが、その場合にこの教員が該当するかどうかといふことをきめる場合に、今の教育委員会法を見ますと、三十八条に審議の仕方がありますが、半分以上、つまり五人のうち三人集まればいい。その審議の仕方がさすれば、その過半数が賛成すればいいのだから二名を司直の手に預けるのに今のやうな教育委員会が、しかも今のやうな形式に

よつてこれを取扱うときには、私は非常な濫用があり、あるいは誤謬があり、岩手県師範小学校などはい例だと思ふのです。大臣はこれに對して絶対自信を持つておられるようすが、この教育長というものは事務取扱いですよ。わずか二十七、八歳の教育長さんなのです。大した経歴も持つておられない。もちろんそればかりに拘泥することもいけないのです。が、そういうような人たちに運営されているものが、今度はこの法律が一番根本になつて運営されるわけです。はたして大臣はこれに對して自信を持つておられるかどうか。あるいはこれに對して、この法律を出す以上はどうするといふことを考えておられるか、はつきり承つておきたいと思ひます。

○大連國務大臣 第一に申し上げたいことは、いくら説明をしても、どうしてもこの法律が教員を對象としていることを前提にしてお話になる。教員を對象としておられません。三条二項でも、教員を對象としておる規定ではございませぬ。これは規定をどうにかなればわかるのです。もう口がすつぱくなるほど申し上げておるにもかかわらず、いつでもどうして、これを教員を對象として……。(小林(信)委員、なに、あなたはそういうことを言つておられるけれども、實際において運用される場合においては……)「と呼ぶ」いや、法律をごらんになればわかる、こう言うのです。「何人も」と書いてあるもので、教員を對象としておるのではございません。それをどうしてもそうだといい張られたのでは、これは答弁のしようがないのです。

それからもう一つ、教育委員会のこと

とであります。これも先ほどなたかのお尋ねに答えましたように、これはむしろ被害者の立場で、いわゆる普通の刑法による親告罪と同じような考え方で被害者として申し出る、請求するのであります。何もこれは教育委員会に特殊な非常な特権とか非常な強い権限を付与したといふものではありません。

それから教育委員会についてですが、これはなるほど新しい制度であり、発足後日の浅いことではありますから、その仕事に十分に行われておらぬものもありましよう。それは私も認めるのであります。しかしながら、これはとにかく民衆の直接の選挙によつて来た人々であります。おおよそ直接選挙によつて出来た各議会の議員にしましても、全部が非常にいい人ばかりだといふことは言えない。そのかわりまた悪いときめつける法もない。これはとにかく、よかれあしかれ、民衆の直接選挙によつて、民衆の意思によつて選ばれた人々であります。それを初めから、地方教育委員などといふものはだめだ、こゝろ一口に言うことは、これは非常に非民主的な考えであると私は思つておられます。

○小林(信)委員 委員長、々々々。○辻委員長 あなた最後の質問は終つたはずで。次は松田竹千代君。

○辻委員長 松田竹千代君に発言を許します。松田君、最初からお気の毒でございませうが、実は十五分といふことになつておられますから、どうか御了解の上お願ひをいたします。

○松田(竹)委員 私の質問はきわめて簡単に切り上げたいと思ひます。そこ

でこの場合まず議事進行に關して一言申し上げたい。本委員会は文教に關する委員会である。そこで文教委員会らしく私は終始してまいりたいと思ひます。「ヒヤ」「ヒヤ」すなわち、われわれはそれぞれ各党に所屬しておるのでありますから、その党の信条に基いて議論することは当然のことである。しかし、あまりにも熱心のあまり、党派心が露骨に現れて——この法律案は教育の政治的中立性を確保するという法律案の審議にもかかわらず、われわれ自体が公正な態度と考へ方を失ふならば、われわれ自身偏向した考へをもつてこの法案を審議したといふことになつてしまふ。そういう形に持つて行きたくないと思ひます。どうか委員長におつても、同僚委員諸君におつても十分お考へを願つて、最後まで真剣に厳正公平にこの法案を審議したのであるといふ姿において終りたいと思ひるのであります。

私の同僚たる山村新治郎君が昨日質問されたのであります。たゞしく同じ党派に屬する山村君であります。何らの打合せもなかつたのであります。けれども、大体において山村君の考へ方は私と同じであります。従つて私はこれを再びここで繰返そうとは思ひません。ただ、いよいよ最後の質問になつて来ておるようでありますから——私は、見渡す今日改進黨の諸君が見えておらぬやうであります。最後に野黨第一の改進黨の質問のないことを遺憾に思ひますが、聞くところによると代議士会が長引いてここに至つたといふことではあります。私が大臣に申し上げたいことは、大連さんほどの人がこの法案を出されたことをまことに遺憾に思ふ。(同感々々と呼ぶ者あり)

それは時の政府が威風かね備わり、文教の府に長たる大連文部大臣が大臣になられたときに、私はこの人は大いにやるぞといふ大きな期待を持つておつたのであります。が、真に文部大臣は、何といつても国民道義の象徴たるの感ある国民に持たしめ、また責任感の権化であるやうな姿であり、また精神氣魄の固まりであるといふ姿において全国の教育界に臨むならば、私はそれだけで相当強い影響を持つてはならないかと考へる。むしろ義務教育諸学校に對する直接の指導監督の責任はない、持たぬといふ立場においてであります。けれども、何と申しまして教育のこととは、個人の人格、個人的接觸、そういうところが一番大きな影響を持つものである。教育のことは永遠の大事業である。私は従つてこの法案がよし通りましても、はたして所期の目的を達するかどうか懸念にたえない。非常な信念を持つて文部大臣は出されたやうでありますけれども、はたしてこれによつてほんとうに日教組の行き過ぎをため、同時に教員の自主性を伸張せしめ、その信念を貫徹させるやうな事ならば、教員にして行くことができるかどうか、私は危惧なきを得ない。なぜかといふと、法律なんといふものは、その力においておのずから限度があるのであります。法律でもつてむづかしい問題を解決するといふやうなことはなかなか難儀なことである。わけてもこの教育といふやうな問題に對して、法律によつてその十分な力を發揮するといふやうなことはむづかしい。あるいは大連さんは、去年のいつでありましたか、あの日教組の組合員がすわり込

み戦術をやつたときに大いに感ぜられたのであります。私も同感であります。私はあのとき、私の選挙区から出て来た日教組組合員に、君らは国へ帰れ、君らは今教壇に立つておられなければならぬ人である。それが文部省へやつて来て、テンプルに腰かけ善タバコを吸うて、教育関係の文部省をあえて占領とは申しませんが、ほとんど仕事のできないやうなことをやつた。その運動方法は私は氣に食わぬ。だから君たち帰れ。しかし君らの言い分を聞くためにぼくは一日帰ろうじやないか。君ら集まつてくれ。そうして十分に君らの話を聞こうといつて約束して行つたところが、その会合が遂に向うの都合が悪くて持てないで、私は一日損をして帰つて来たやうな次第で、私は従つて日教組の行き方に対して困るという点においては大臣と同じであります。しかしこの法律によつて、はたして所期の目的を十分に達し得るかどうかといふ点については、非常な疑問を持つ。なぜかならば、あなたが繰返しおつしやるように、どうしても教員の自主性はなくちやだめだ。教員といふものは信念を持つて、それを貫かなければだめなんだ。そういう教員でなければ役立たない。ほんとうの人間はできない。だから私はこの法律案によつて、それがはたして達せられるかどうかといふことに對しては非常な疑いを持つ。かりに共産黨員が教員の中におるとして、真に自分の考へ方を貫こうとする者なら、法律が出たつてやめやしません。姿をかえて児童に接するであらうと思ふ。個人の影響といふものは教育の上において一番強いのでありますから、あの手、この手で潜在した姿にお

て自分の信念を貫き、自分の考え、主義を幾分でも子供に教えて行くことはやまないであろうと私は思う。そういう点において、あなたがこの法案を提案されるようになったことはまことに遺憾である。従つてこの法案については、あなたと気持は同じでありますけれども、ただちにこの法律の力によつて目的を達するといふほど、法律の力がそんなに万能なものならば、われわれは臨時国会でも五十ないし七十、百、百五十という法律をこしらえておる。だから國は何ばでもその昔によくやつておるはずだ。ところが法律の中には、あつてもなくても大したことはない、むしろない方がましという法律もたくさんある。そういう状況でありますから、ただちに法律の力にあなたがたよるといふことは、私は大達さんほどの人にしてまことに残念に思うのであります。もしこれが逆効果をなしたかどうか。そこで今でもこれだけ議論されて真剣に世人の関心と呼んだから、これは私は日教組に対しても反省の力になると思う。いかがですか。この法案を今日に及んでも撤回なさる気はないか。こたわらないでよろしい。教育のことというものは、そんなに一日にして進めるといふことはなか／＼できない。だから撤回なさるといふお考えはないか。もしないとおつしやるならば、聞くならば、改進黨は今修正案ができたというが、その修正案に添ずるお考えなのか、これを伺いたい。

○大藏國務大臣 私も松田さんの御質問になるように、法律ができたからといつてそれがすぐ強い効果を發揮するものだといふふうには思つておりません。しかしながらこれは日教組を対象とするといふことには限らないのであります。が、当面の事情から申しますと、日教組は、きわめて強くこの日本の教育を支配しようとしておると思ふのであります。現に日教組の強い支配力は、最近の振替授業でありますか、これにもはつきり現われておる。日教組の言うところによれば、全国の七割の学校を左右しておるのだ。日教組という教員団体からいへば筋違ひの、学校そのものの運営に対して、日教組が指令を出して、これが法律的には言ひのがれを考へておられるようでありますが、日本の学校の七割までは日教組のこの指令によつて動いてゐる。かくのごときことは、日教組が現在非常に強い影響力というか、支配力を日本の学校に持つておる証拠である。私はことごとく日教組のすることが憎いとか、そういう感情は持つておりません。たとえばこの前のすわり込みにいたしまして、これは何も日教組だけのことでない。今日の労働団体の慣用手段でありますから、これは何も別にどうということではない。ただ日教組が教育の場というものを日教組の考え方で左右しようとしておることは、はつきりした事実であります。率直に申し上げますと、日教組がこんなに大きな力になる今日まで何ら手が打たれなかつたことは間違ひであつたと思ふ。遺憾ではあります。が、このままにして放置しておいては絶対にいけない。けれども御承知のように、今日文部省は、行政的な権力あるいは行政手段に訴へてこれを是正する道はありません。いわんや事実上日教組は今日日本の学校のほとんど全部に対する支配力を持つておる。法律的なことはどうであるかと

も、事実上強い力を持つておる。でありますから、今日しば／＼申し上げるように、文部省が当然の職務として各学校、各地方教育委員会等に通牒を出し、あるいは報告を求めても、日教組の強い力によつてこれがじやまされておる。はつきり日教組はじやまをするといふことを指令をもつて流しておる。そうして事実じやまをされております。かくのごとき強い力は、日教組を指導するいろいろ／＼な関係からそうなつたのでありましようが、私どもとしては、どうしてもこれを看過することはできない。かくのごとき状態で、日本の第二の國民であるといひな子供が今日のままだかつては放置されることはどうしても見ておられることではない。しかもこの日教組の方針はもつとも改まつておらない。昨年の秋でありますか、表面的には非常にこの方向転換したといつておりますけれども、われ／＼の知る限りにおいては、これは絶対にカムフラージュにすぎません。ます／＼その方向を強めておる。これは自制にまつとか何とかいうようなものではないのです。現に子供が――とにかく何人あるか知りませんが、何人の子供であるか知らぬけれども、子供がそういう目にあつておる。實際かわいそうです。父兄もみじめです。私は父兄はみじめだと思ふのです。かけがえのない子供をこんなかつて次第にいじくりまわされるということとは國家の不祥事です。私はそう思ふ。そこでそれならこれをはつておいて、気長な方法でやれるかといふと、ここまで日教組が大きくなつてしまつては實際やれない、こういうふうには思ふのです。でありますからこの法律が成立しましたしても、それがすぐに、これほどまでに事実上できまつてしまつた既成勢力といふものが、この法律の力によつて一挙に正常な形にもどる、こういうふうには実は私思つておりません。しかし私はこの法律の成立を契機として、あくまでもこの方針は貫かなければならぬ。日本の教壇から邪惡な教育は排斥しなければならぬ。これはこのままだつておいては私は明らかに國家の将来に暗影を投ずるものである。私はそう思つておる。でありますから……。

○辻委員長 ちやうど時間が一ぱいでありますから、これにて、理事會申し合せの通り、兩案に対する各党の質疑對答時間は完了いたしました。一言言わせる。何のために教育した。その他発言する者多く議場騒然。暫時休憩いたします。

午後五時三十二分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕